

寛政期における江戸両替商の経営

——播磨屋新右衛門家の場合——

田 中 康 雄

はじめに

- 一 播磨屋新右衛門家について
 - 二 寛政期播磨屋両替店営業の内容
 - 1 幕府御用関係
 - 2 代官関係
 - 3 大名関係
 - 4 商人関係
 - 5 抱屋敷
 - 三 寛政一一、一二年の営業状態
- まとめ

はじめに

本報告の目的は江戸における両替商の経営の実態を、寛政期播磨屋両替店の帳簿によっていく分なりとも明らかにしようとするところにある。

幕藩制市場構造の特質の一つは、都市商業資本が「生産地への前貸信用の供与と販売面での商品代価の延払という二つの信用機能を結びつけて生産から販売の全過程を掌握していた」ことであるといわれる。⁽¹⁾そしてこれを具体的に支えていたものが両替商であったことは言うまでもない。

このように言った場合の「都市」(或は「中央都市」とは一体どのようなものをさすのであろうか。これが明確な一致を示すことができない所に問題が存すると思われる。一般に中央都市の代表と目される三都、このうちでも特に大阪を軸として全国的な市場構造を論ずるのが従来の所説である。しかしこのような伝統的ともいえる見解に対し疑問が提示されているのが現状である。即ち少なくとも米穀については、一元的に大阪が江戸に対する集荷供給地であったとはいえないということが指摘されている。また一方に江戸および大阪をそれぞれの中心とする金、銀二つの経済圏の存在を主張する立場もあり、⁽²⁾しかもなおその金経済圏を支えている経済的実態については明確ではないとすれば、⁽³⁾「中央都市」の構造の問題を特に従来研究的に空白であった江戸の側から再検討することが是非とも必要であらう。

そこで筆者は江戸両替商の一たる播磨屋両替店の経営実態についての史料を紹介してこの問題を解決する一助としたいと考える。因みに両替商について個別経営分析の方法をとった研究は従来あまり例が多くない。三井両替店で、『三井銀行八十年史』、松本四郎「幕末・維新时期における経済的集中の史的過程」(『歴史学研究』三二九)があり、鴻池では、安岡重明「前期的資本の蓄積過程(一)〜(四)」(『同志社商学』一一五〜一二五)同「前期的資本の蓄積過程統編」(『同志社商学』一七―四)をはじめとする一連の研究がある。これらの外の両替商研究は、戦前の松好貞夫『日本両替金融史論』を始めとして、明治以降の編纂物、あるいは写本類を使用したものであって、両替商個別資料によっているものではない。しかも両替商研究の殆どが前記個別分析を含めて大阪に関してのものであり、またこれらを以て両替商一般を論じ得ると考えることはできないであらう。

江戸両替商に関する従来の認識、評価はどうか、播磨屋両替店の経営を見る前に簡単に触れておきたい。江戸の両替商に関して松好貞夫『日本両替金融史論』にその特質が端的に述べられている。これを以て他の代表とするに便宜であるので以下に引用しよう。⁶⁾即ち「元来江戸の両替は一般商業上の金融機関としてよりも、幕府公金の取扱業務（本両替）及び単純なる金銭両替業務（錢両替）を主とせしものであって、商業金融機関としての地位は、大阪の両替商に遠く及ばざるものであった」と述べ、ただ幕府公金の取扱業務は、大阪に於ける江戸為替の取組と深い関係にあり、この意味で大阪の商業金融と緊密な交渉があるのだ、としている。そして江戸の両替商金融が大阪に及ばない理由を、江戸の一般金融事情から左の如く説明している。それは「云ふまでもなく徳川時代の江戸は、大阪の大生産地なるに反して大消費地であり、江戸に於ける大量の消費貨物は多く大阪より積送られしものであって、大阪に於て荷受問屋、荷積問屋等の大量取引が行はれたるに比し、江戸の商業はその大部分が消費者を相手とする即ち小売商業であった。その結果江戸の取引は多くが掛取引か然らざれば現金取引であって、大阪に於けるが如き信用取引の発達を見なかつた」ので「進歩せる意味での両替商金融」は成立せず、「単純な両替営業」であった、とし同書の研究対象外に置き以下江戸・大阪間の為替関係を除いて深く触れる所がないのである。

右のような見解は其後の研究においても引継がれたものとみてよいであろう。例えば其後に発表された飯淵敬太郎氏の諸論考（昭和一〇—一一年に発表され、昭和三年に『日本信用体系前史』としてまとめられた）は松好貞夫氏の著書を直接に引用してはいないが、基本的見解には全く変化がない。⁶⁾むしろ江戸両替商に関する唯一のまとまった研究といつてよい三井高維『両替年代記関鍵』においては、右の見解を補強する材料を提供している結果となっている。⁷⁾

(1) 松本四郎「幕末維新期における経済的集中の史的過程」(『歴史学研究』三二九) 新保博「徳川時代の信用制度についての一試論」(『神戸大学経済学研究年報』3)

(2) 大石慎三郎「享保改革期における江戸経済に対する大坂の地位」(『日本歴史』一九一)

- (3) 中井信彦「金と銀」(『国文学解釈と鑑賞』二八―五および『江戸と上方』)
- (4) 松本四郎「商業」(『経済史学入門』)
- (5) 松好貞夫「日本両替金融史論」一―一六ページ
- (6) 飯淵敬太郎「日本信用体系前史」七七ページ以下、および五一ページ以下
- (7) 飯淵敬太郎氏は江戸両替商については主に『両替年代記』『両替年代記關鍵』を資料として使われている。

一、播磨屋新右衛門家について

ここに紹介する播磨屋新右衛門家は江戸時代中期以降、江戸において営業を継続していた両替屋として知られている。同家の姓は中井氏、江州水口の住人であったが、次郎右衛門(生存年不明)の時出府し下谷黒門町に住んだ。その子(董名喜三郎)清助は、本革屋丁三谷忠左衛門(両替商)方に奉公し、正徳四年八月、金吹丁に開業播磨屋新右衛門と号した。この人は寛保二年十一月九日に五十九才で歿しているから、貞享元年の生れで三十一才の時に独立したものと推定される。このため同家では中興の始祖とされていた。⁽¹⁾

開業当時は脇両替であったが、文化五年に本両替仲間に加わって明治年間に及び、中井銀行となって営業を継続した。⁽²⁾

両替業とあわせて同家はこの他に新川で酒問屋を営業していた(現在の中井酒店である)。これは明和八年に座古屋源吉の株を買取ったもので、⁽³⁾この二つの業種が同家の主な営業であった。この他にも営業店を有していたようであるが、その業種等については詳かでない。

およその資産規模を抱屋敷、使用人などについて瞥見すれば、第一表に示す如くである。又、手代の人数を他本両替屋との比較で見れば、文政一〇年(一八二七)から明治五年(一八七二)までについて第二表のように常に三・四十人を擁

第1表 播磨屋両替店資産規模

年次	抱屋敷	沽券高	家族使用人
明和6年(1769) ⁽⁴⁾	19ヶ所	同	37人
寛政12年(1800) ⁽⁵⁾	35	24,784(33ヶ所)	
安政7年(1860) ⁽⁶⁾	47	41,725	53

し最も多かつたことがわかる。

次に御用関係では左のように馬喰町御用屋敷貸附金取扱、一橋家掛屋御用および勘定所御用達（天明八―寛政一二）を勤めていたが、このほか諸代官掛屋御用を勤め、また諸大名の掛屋、両替御用を勤めていたことは後述の通りである。更に前述のように文化五年から本両替に加入しているので、この関係の公務をも勤めていたことは間違いないであろう。⁽⁹⁾

乍恐以書付奉申上候

御公用筋相勤候哉并

御三家様方御三卿様方御用向相勤候哉、猶又私儀苗字御免ニ而相名乗候儀は無之哉否之儀御尋ニ付左ニ奉

申上候

一馬喰町

御用屋敷御貸附方御役所御用金銀取扱御用向、從御初年相勤罷在候

一一橋様御屋形金銀取扱御用向、從御初年相勤罷在候

去ル天明八申年十月町御奉行初鹿野伝右衛門様於御番所、御勘定所御用達被 仰付、翌西年八月御勘定御

奉行久世丹後守様於御役宅、苗字相名乗候様御免被 仰付、右御用達相勤罷在候処、去ル寛政十二申年六

月右御用達御免相願候処、同七月御勘定御奉行柳生主膳正様於御役宅右願之通御免被 仰付、其節苗字も

以来相名乗申間敷候段被仰渡候

右之段御尋ニ付以書付奉申上候、以上

文政元寅年五月廿八日

播磨屋

新右衛門印

田中太左衛門様

第2表 本兩替屋判形帳登録各店員人数統計

年	三井 次郎右衛門店	竹原 文右衛門店	播磨屋 新右門店	殿村 左五平店	泉屋 吉次郎店		
文 政	10	26	19	34	14	33	
	11	27	20	35	18	30	
	12	28	21	33	17	28	
天 保	1	29	21	34		27	
	2	25	22	33		26	
	3	26	20	35		26	
	4	28	25	36		25	
	5	23	25	36		29	
	6	24	25	33		26	
	7	27	22	32		24	
	8	32	23	41		22	
	9	27	22	39		22	
	10	26	22	42		22	
	11	26	21	43		21	
	12	27	23	41		22	
	13	21	24	37		22	
	14						
弘 化	1	25	25	37		23	
	2	24	24	37		22	
	3	26	24	38		20	
	4	24	24	33		21	
嘉 永	1	24	20	34	村田 七右衛門店	21	
	2	25	23	37		20	
	3	26	21	36		31	
	4	27	21	37		35	
	5	25	18	38		36	
	6	23	18	39		35	
安 政	1	27	19	40		22	
	2	25	20	40		32	
	3	26	22	39		34	
	4	24	22	38		33	
	5	23	26	38		33	
	6	23	25	38		34	
万 延	1	28	26	35		28	
	文 久	1	27	28	39		32
	2	26	29	39		31	
元 治	3	26	26	37		29	
	1	29	26	39	井筒屋 善次郎店	30	
	慶 應	1	29	23	36		30
明 治	2	28	25	39	25	32	
	3	28	28	40	28	31	
	1	30	24	40	33		
明 治	2	31	15	31	28		
	3	27	16	34	39		
	4	30	18	35	38		
	5	30	19	34	65		

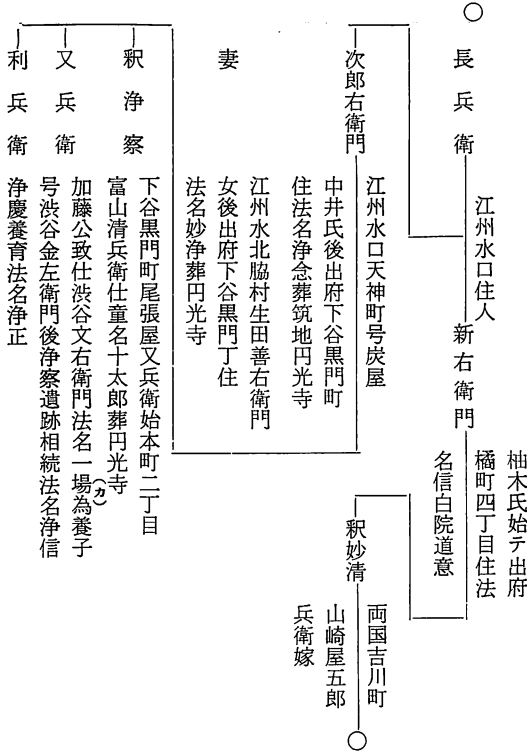
『兩替年代記関鍵』卷一 (P. 98~100) より転載

西村貞太郎様

以上のように中井家は出身は近江であるが江戸に本拠を置いて活動していた商人であった。この点で一方の典型である三都間に店を持った、いわゆる江戸店持の上方商人とは異ったタイプとみることが出来る。その故に寛政改革期において、江戸在住商人に限定して人選が行なわれたという「勘定所御用達」に選任されたものである。

(1) 文部省史料館蔵播磨屋中井両替店記録『永代帳』。管見の限りでは同家の系図はこの『永代帳』に載せられた天明年間までの簡略なものしかない。これを左に掲げる。

中井氏之系



元

齊

童名又四郎於水口早世

○ 積

淨

慶

童名喜三郎後改清助本革屋丁三谷

忠左衛門致任正徳四年八月始金吹丁

住号播磨屋新右門寛保二年壬戌十一月九日卒葬於筑地浄見寺中興始祖也

于時五十九才

本石丁二丁目伊勢屋次郎兵衛女

次良兵衛家断絶

妻

一 積

智

紅

幼名不佐早世葬於浅艸誓願寺中九品院

二 積

光

音

童名次郎七郎早世元文二年六月十四日死葬於筑地浄見寺

三 久

米

米

神田鍋丁播磨屋莊左衛門男子新十郎為養子娶之於日本橋一丁目号出雲寺和泉椽

四 積

妙

閻

童名久良早世葬浄見寺

○ 五 永

親

親

新右門童名喜三郎

〔明和八辰十一月二日卒葬浄見寺号积慧実〕

六 妻

順

故

元浜丁松坂屋次兵衛女

七 勢

以

以

童名留以浅艸笠倉平十郎嫁不縁

而後本芝入横丁釘屋四郎兵衛再縁

其後松崎之家相統四郎兵衛改太郎兵衛と云

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

曾 天
 実渋谷又兵衛女浄慶為養女
 本石丁二丁目芦川甚右衛門嫁不縁而
 後新材木丁伊勢屋伊兵衛嫁

○ 二 敬 明
 永親嫡男喜三郎
 壬辰以十一月中井氏相続

三 積 智
 天明七丁未四月廿日卒葬筑地浄見寺
 法名号真客

四 多 津
 証 童名清次郎早世葬浄見寺
 丙午以十一月元浜町藤坂氏
 嫁ス

五 奴
 六 実書入之事

なお中井家の史料は現在文部省史料館に所蔵されている。その大部分は安永八年から明治三〇年に至る日記であるが、詳細については『史料館所蔵史料目録 第三集』に掲載されている播磨屋中井両替店記録目録および解題を参照されたい。

(2) 『校註両替年代記』四二六ページおよび『両替年代記關鍵』巻二「江戸の本両替仲間人名一覽表」。なお、いわゆる御為替組には中井家は加入せず、御為替組の一人とするのは誤りであろう。（柚木学『近世灘酒経済史』三一二ページ）

(3) 寛政一二年『万出入日記』によれば酒店、角店の二軒を所持していたようである。二軒についての詳細は下表の通りである。

	酒 店	角 店
所 在 地	靈岸島四日市町上木戸際より 20, 21 軒目	北 新 川 角
前所有者	座 古 屋 源 吉	村 上 源 助
譲受年月	明和 8 年 3 月	
譲受代金	酒問屋株代金	500
	田舎酒問屋株代金	200
	諸 道 具	2, 276. 2 8. 9
	合 計	(2, 976. 2 8. 9)

- (4) 文部省史料館蔵播磨屋中井両替店記録『永代帳』（以下とくに断わらない限り同店記録である。）
- (5) 寛政一二年『万出入日記』
- (6) 竹内誠「江戸時代都市商人の動向」〔『歴史教育』七一一〕「安政年間江戸一流商人の経営規模」表による。
- (7) 『式番両替方日記』
- (8) 「同右」右とは別に、播磨屋新右衛門の肩書として「馬喰町御貸付方御用並一橋様其外御代官様御掛屋御用」とある。
- (9) 本両替屋仲間全体としての公務とは
 - (一) 諸御用金の包立
 - (二) 上納金取立の節「金見」即ち金銀の鑑定
 - (三) 金銀相場并銭相場の書上
 - (四) 新古金銀の引替
 - (五) 御用金の預り
- (10) 竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」〔『日本経済史大系 4』近世下〕
などが主であった。（『両替年代記關鍵』巻二 八八ページ）

二、寛政期播磨屋両替店営業の内容

以下の分析に用いる史料は主として播磨屋両替店の寛政一二年（一八〇〇）「万出入日記」である。⁽¹⁾この帳簿は表紙に「紙員二千百八十五」とあるように厚さにおいて他に余り例を見ない程のもので、これを一七一の小口（口座）に分けて記帳してある。この小口毎に日を追って取引を記入しているので、現在の日記帳のように一日毎にすべての取引をまとめるといふ形をとってはいない。⁽²⁾

各口座は第三表に示す通りであるが、一見して判るように、およそのまとまりを以て排列してあるものの、現在の簿記で行なわれている勘定科目の系統的な分類の方式には沿っていない。これを単純に口座単位に整理しても意味をなさ

ない場合がある。内容に至っては、決算簿ではないので記載も整理されていない場合もあり、意味、連関の掴み難いものが非常に多い。現在その理解は未だ行き届いていない。このような不十分な状態でまとめるのは甚だ危険であって粗雑の感を免がれないが、詳細な点については他日を期し、今回は極く概括的な素描を試みたい。

そこで、便宜的方法ながら帳簿の口座に沿いつつ営業の内容を取引関係別にまとめて検討していくこととする。

(1) 播磨屋中井両替店記録解題「史料館所蔵史料目録 第三集」参照。

(2) 記載の仕方は口座によって区々で、ノの形式を「かり」「かし」別の合計を出してある場合、差引合計のみ出してある場合、或は全く合計を出していない場合もあり、又「済」の記入の仕方も統一されておらない。更に勘定のノ切は一定期日を以て行なったものではないようで、記載されている取引の最終のものは翌年正月二十八日であるなど各取引の注記の判読・解釈のむづかしさも合せて全体の取引内容を適確に再現させることの困難さを感じる。そこでむしろ不明な点はそのままにして掲載した部分があることをお断りしておく。

1 幕府御用関係

幕府、公金関係の出入は主として「御用方」としてまとめられている。前年からの繰越金の内訳と寛政一二年（一八〇〇）の出入は第四表の通りである。中井家は知られる通り天明八年（一七八八）に勘定所御用達に任ぜられているが、この御用達に対する貸附金と、町会所および猿屋町会所の預り金の受入とその再貸附とが主な内容となっている。

前節で述べたように中井家は天明八年（一七八八）に、寛政改革期の政策の一つとして設置された「勘定所御用達」の一人に任命された。寛政改革の経済政策はこの勘定所御用達の商業経済的手腕に依存して遂行された。⁽¹⁾

寛政改革の政策のうちで、公金貸附政策が占める比重が高いということは特徴的なことといえよう。これは幕府財政上に利殖機能を果すとともに、領主経済への「テコ入れ」をも行える、救済と収奪の両様を兼ね備えた、極めて有効な政策であったといわれる。町会所の設立・猿屋町会所の設置はその同一線上の政策として理解できるであろう。⁽²⁾ これら

か	し	備	考
兩歩朱	匁		
920.3 641	465.2	御為替上田組	
482.3	11.851	越前、久留米、熊本藩等用達	
1,090.2 777.2	0.12 6.9	下り酒問屋 下り酒問屋 下り酒問屋 下り酒問屋	
1,270	13.52	下り素麵問屋 下り酒、下り糠、醤油酢問屋、下り 塩仲買 下り酒問屋	
1,078.02	12.36	下り酒問屋 (摂州神戸)	
929.02		酒問屋	
343	1.13	下り酒問屋	
159.2 8,552.2	13.41	西宮酒造家雑喉屋太兵衛江戸差配人	
9,544.2	7.02		
242		武州本庄、呉服荒物小間物商売 線香、薬種、絵具、染草問屋 水油仲買、線綿、麻宇問屋?、水油 問屋? 薬種、絵具染草問屋?、藍玉問屋?	
11,954.02	6,000 322.87		
1,446	11,169.897	松平氏、12万石	
9,600.02	215.3458	細川氏、54万石	

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第3表 「万出入日記」口座および寛政12年繰越高

口	座	か	り
1	御初穂所	28,266 ^{両歩朱}	12.285 ^毎
2	御用方	9,011.1	
3	本店		
4	鉄砲洲		
5	上田三郎左衛門殿		
6	山本正三郎殿	1,400	
7	樽御役所	1,544.12	68.691
8	大橋仲七殿	4,930	
9	認屋利兵衛殿		
10	大和屋太兵衛殿	65	6.9
11	大和屋又右衛門殿	594.02	
12	紙屋八左衛門殿		
13	松浦勘次郎殿		
14	千代倉次郎兵衛殿		
15	樋口屋徳兵衛殿	72.3	3.03
16	岸田屋安兵衛殿		
※17	俵屋孫三郎殿		
18	呉田彦次郎殿		
19	一橋様分 吉田喜平次殿	1.2	11.282
20	鹿嶋清兵衛殿	4,000	
21	飯田卯之平殿		
22	雑喉屋弥右衛門殿		
23	酒店		
24	角店		
25	升屋平右衛門殿	33.3	170.2575
26	中茶屋		
27	中屋半兵衛殿	800	
28	伊勢屋弥兵衛殿	134.12	11.005
29	伊勢屋徳三郎殿	1,344.1	
30	大坂屋庄三郎殿		
31	得意附込所		
32	高松様、大御納戸	1,594.3	
33	高松様、御家中		1,2334.99
34	熊本様		
35	熊本様、御為替所	7.32	2.546
36	熊本様、御銀所		16,918.0577

か	し	備考
<p style="text-align: center;">兩歩朱</p> <p style="text-align: center;">145. 1</p> <p style="text-align: center;">2, 720. 1</p> <p style="text-align: center;">6, 223. 2</p> <p style="text-align: center;">85. 1</p> <p style="text-align: center;">2, 415</p> <p style="text-align: center;">2, 051. 3</p> <p style="text-align: center;">12, 405. 1</p> <p style="text-align: center;">530</p> <p style="text-align: center;">6, 173. 1</p> <p style="text-align: center;">13. 12</p>	<p style="text-align: center;">^匁14</p> <p style="text-align: center;">8. 56</p> <p style="text-align: center;">12. 24</p> <p style="text-align: center;">11. 8</p> <p style="text-align: center;">6. 251</p> <p style="text-align: center;">8. 37</p> <p style="text-align: center;">2. 87</p> <p style="text-align: center;">2. 8675</p>	<p>京極氏、5.15万石</p> <p>松平氏、30万石</p> <p>有馬氏、21万石</p> <p>御三卿</p> <p>松平氏、5.3万石</p> <p>阿部氏、10万石</p> <p>松平氏、10万石</p> <p>堀田氏、11万石</p> <p>小笠原氏、15万石</p> <p>織田氏、1万石</p> <p>御三卿</p>
		<p>伊豆、相模、甲斐、八丈島、御蔵島 三宅島、大島、新島、神津島、利島</p> <p>武蔵、下総、下野郡代附 見習 甲斐 駿州、遠江、信濃 越後 信濃 武蔵、下総、相模郡代附 越後</p> <p>甲斐、上野、信濃 武蔵、上野、信濃 武蔵、下野 美作、備中</p> <p>郡代附武蔵、下総</p> <p>上野</p>

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第3表 つづき

口 座	か	り
	両歩朱	匁
37 丸亀様		
38 越州様		
39 越州様、御金方	435	215.9
40 久留米様		
41 一橋様、御領地		
※ 42 一橋様、御金蔵		
43 一橋様、御勘定所	579	7.42
44 上田様		
45 福山様	761.2	0.35
46 福山様、米方	471.1	14.31
47 桑名様		
48 佐倉様		
49 小倉様		9,426.788
50 小倉様、米方	501.1	1,006.283
51 柳本様		
52 竜口頼母子方		
53 田安御殿		
54 御代官様方	30,288.32	57,068.617
1 江川様		
2 竹垣様		
3 平岡様		
4 小笠原様		
5 野田松三郎様		
6 山田様		
7 蓑様		
8 大貫様		
9 佐藤様		
10 野田文蔵様		
11 堀谷様		
12 榑原様		
13 岸本様		
14 重田様		
15 御貸附方		
16 中村様		
17 御郡代方		
18 稲垣様		

か し		備 考
両少朱	及	豊後、豊前、筑前、日向 出羽 摂津、河内、播磨 備中、讃岐、伊予 武蔵
565		
246.2	0.28	幕府畳大工 本両替 本両替 両替屋 両替屋 両替屋 両替、紙問屋
600	41.16	一橋用達 両替屋
100.02	24.98	
3,702.3		
40.3	10.48	
(遣高 2,581.3)	

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第3表つづき

口	座	か	り
		兩歩米	匁
19	羽倉様		
20	野村様		
21	水谷様		
22	鈴木様		
※23	篠山様		
24	柘植様		
25	早川様		
26	松本様		
27	榎村様		
28	内方様		
29	御代官方附込		
30	御手代衆		
31	改質方		
55	御屋敷方附込所		89,990.81
56	御置方		
※57	三谷喜三郎殿		
58	三谷善次郎殿		
59	殿村左五平殿		
60	升屋源四郎殿		
61	竹原文右衛門殿		
62	村田七右衛門殿		
63	脇両替		897.5
64	土屋半兵衛殿		
65	大坂屋次兵衛殿		
66	買出方	12,531.12	32,200.485
67	大坂米方	241.1	6
68	屋鋪欠銀		16,491.8
69	仲間欠銀		
70	直方	(取高 64.3)
71	下金方		
72	家質方		
73	商方		
74	浜方	216.2	11.17
75	利足方	(取高 1,158.1)
76	引除方	24,769	11.85
77	小遣所		

か し		備 考
両歩朱 7,337.3	匁 10.76	
452	8.85	抱屋鋪
2,383	2.19	"
636.1	8.78	"
965.1	0.78	"
449	4.3	"
1,249.3	14.38	"
143.2	14.4	"
470.1	4.6	"
457.1	9.48	"
854.2	4	"
904	9.64	"
629.2	0.12	"
709.1	11.5	"
1,425	9.15	"
865.1	2.26	"
420.1	11.8	"
1,089	9.01	"
727.3	0.08	"
1,466.1	6.5	"
486.1	6.87	"
1,250.2	5.32	"
758.2		"
1,117.1	6.77	"
3,712.3	5.27	"
959	14.6	"
515.12		"
1,091	5.55	"
		"
500		"
156.2		"
140.2	13	"
770	7.52	"
6,201.1	3.51	
1,733.3	21.95	

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第3表 つづき

口 座	か り	
78 内 覚 所	10,077.2 ^{両奉朱}	9.445 ^匁
79 内 店 覚		
80 居 宅		
81 金吹丁、東側		
82 金吹丁、木戸際		
83 金吹丁、孫左衛門支配		
84 鍋丁、長八支配		
85 室丁、利助支配		
86 黒 門 丁		
87 深川四ヶ所		
88 佐内丁、半右衛門支配		
89 小田原丁、九右衛門支配		
90 豊嶋丁、次郎兵衛支配		
91 豊島丁、平右衛門支配		
92 住吉丁、源左衛門支配		
93 南伝馬丁、武兵衛支配		
94 西河岸丁、庄左衛門支配		
95 入舟丁、十右衛門支配		
96 本銀丁、長兵衛支配		
97 呉服丁、藤兵衛支配		
98 本丁、次兵衛支配		
99 清住丁、十兵衛支配		
100 本湊丁、八右衛門支配		
101 本湊丁、佐助支配		
102 北紺屋丁、市左衛門支配		
103 南新堀、与兵衛支配		
104 北新川、久兵衛支配		
105 北新川、清兵衛支配		
106 乗 物 丁		
※107 新材木丁		
108 呉服丁、善兵衛支配		
109 日比谷丁、幸吉支配		
110 紺屋丁、文次郎支配		
111 米 沢 丁		
112 長家普請方		
113 元本丁店		

か	り	備	考
9,340.3 2,220 516.1 4,768.1 226 4,470 2,670 2,382 8,937 1,986 2,378 1,757.3 29 572 85 584 5,784.1 721.2	11.92 4.802 9.3 14.24 2.31 7.2 4.46		
22 (遣高 376.2 433 3,309.1	10.54 2,786.26		

会所の運営が勘定所御用達に全面的に依存していたことは明らかである。

猿屋町会所には七人の御用達を「頭取」に任じるほか、差加金を出すことを課しており、また町会所運営についても御用達十人に積金の取扱を命じ、十人が交代で会所に出動し貸附を行なうという方法をとっていた。

勘定所御用達としての中井家は右の幕府政策をどのように受けとめたであろうか。寛政

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第3表 つづき

口	座	か	り
114	日本橋	両歩朱	朱
115	松崎		
116	下谷		
117	喜右衛門		
118	本丁店		
119	弥五郎		
120	久右衛門		
121	久左衛門		
122	与兵衛		
123	市太夫		
124	九郎助		
125	久兵衛		
126	茂八		
127	甚助		
128	古助		
129	伴七		
130	清助		
131	五郎兵衛		
132	与市	300	
※133	給金所		
134	講銭所		
135	居宅普請方		
136	二番遺物方		
137	遺物方		
138	穴蔵		
139	払		
140	附込所		

※印は記載なし

一一年（一七九九）からの繰越高のうち、預り金高合計一万二三〇〇両と銭二〇〇貫文の内容は、寛政元年（一七八九）御用達七人への貸附割合金四八〇〇両（それぞれ一万二五〇〇両、二万両、年六歩の利息）と、猿屋町会所金（御改正方）の幕府より御下げ金のうち会所への御下げ金⁶⁾一万両を勘定所御用達一〇人で預った割合金が一〇〇〇両および町会所関係預り金が寛政四年（一七九二）一二月の被下金⁷⁾一万両

第4表 御用方寛政11年繰越高内訳

	か	り	か	し
寛政11年より繰越高	兩歩 9,011.1		兩	
御預金 寛政元 利年6歩	1,800			
寛政元 6歩	3,000			
寛政元(御改正方20年預)	1,000			
寛政4(町方御救金)	1,000			
上野惣物金の内町年寄衆より	500			
町会所分(9口)	4,000	文 200.000		
“ 別段引請家質貸附分	1,000			
	(12,300	文 200.000)		
御改正方分出金			1,000	
町方御救金分貸附(寛政元分)				
豊嶋町三丁目家持宗兵衛 年5歩			350	
弓町家持勘左衛門 “			350	
黒船町家持善右衛門			300	
町会所、別段引請分貸附(寛政11分)				
湯嶋天神門前家持さん後見親惣右衛門 年4歩5厘			400	
多町二丁目多田屋喜右衛門 “			400	
多町一丁目家持又兵衛 “			200	
2万両口の内返上納被仰付候割合分 (寛政元3,000両分カ)			300	
神田明神家質割合10人一統より出金の内			88	
			(3,388)

と寛政一二年(一七九九)の別段貸附金(8)一万両の一〇人割合金各一〇〇〇兩ずつと、五〇〇兩単位で八口と錢二〇〇貫文となっている。

このうちから猿屋町会所金分はそのまま出金として「かし」に出し、町会所金二口一〇〇〇兩分はそれぞれ江戸の家持六人へ貸附けている。利率は寛政四年(一七九二)分が五分、寛政一二年(一七九九)分が四・五分となっており、寛政四年(一七九二)の五分、別段貸附金の四分五分という規定に合致している。

しかし、この利足は寛政一二年分としては実際には約半年分の四六兩三分二朱と四五・五匁しか入っていない。一年分の利足は合計九五兩となる筈である。これは寛政一二年(一

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第5表 御用方寛政12年出入

	か	り	か	し
町会所金預り (3.28, 閏4.3)	1,000			
町会所別段預り金貸附利				
豊嶋町三丁目宗兵衛 (2.9~6.26)	8.2	23		
弓町勘左衛門 (3.15~6.26)	8.12	22.5		
黒船町右喜衛門 (1.29~6.22)	8.3	(うち1.1)		
湯嶋天神門前さん後見惣右衛門 (1.30~5.30)	9.0	(前年分)		
多町二丁目多田屋喜右衛門 (1.30~6.1)	9.0			
多町一丁目又兵衛 (3.18~5.21)	4.2			
申年利足分 (1.13)	270			
町会所へ (6.1)			500	
御預町会所金家質利三谷へ (6.27)			47.2	
三谷へ西川岸分 (12.12)			630	
地所家質并ニ売払代金分 (翌1.13)			8,140	

八〇〇）七月に勘定所御用達を願って免職となつて
 いることを考え合わせるべきであろう。（事実幕府から
 の扶持は蔵前「いせ理」よりとして七月分までしか受取つて
 いない。）因みにこの年の半ばで御用達を辞任したこ
 との影響は他の諸取引面にも現れている。この年、
 一ヶ所の抱屋敷を売却し、また家質に出して借り
 入れているが、その代金である八一四〇両を以て御
 用達としての預り金の返却に当てている。そのこと
 は預り金はただ預り据置とせず、他に運用していた
 ことを物語ると同時に、そこから引きあげること
 をせず（或はできず）、抱屋敷の売却代金をあてたので
 あると考えられる。幕府から預り金を受ける場合、
 抱屋敷を家質として提出することがあったが、この
 場合結果的には抱屋敷は担保物件の役割を果したと
 いえる。二口の町会所金の利足が御用方のうちに計
 上されていることは、積金とは別にしてその利足は
 町会所へ入れることになつていたため、播磨屋の収
 入とはならなかつたからである。一方、申年分（寛政

第6表 樽御役所寛政12年出入

か		り		か		し	
	10,767.2 ^{両半}		5.95 ^毎	10,779.3 ^{両半}		47.514 ^毎	
(うち	1,300		猿屋町会所より)	(うち	731.2		御郡代納分)
					5,643.1		14.588 上納分)

一二) 利足二七〇両は利足勘定(利足方)で支払として計上されてあるから、預り金に対する播磨屋が支払うべき利足であると考えられる(計算方法は不明である)。町会所金二〇〇〇両を除く預り金をどのように運用したかはっきりしたことは判らないが、町会所金二〇〇〇両の如く別途にそれ自身として貸附けたのではなく、他の資金を混えて運用したものであろう。それ故返却に抱屋敷売却代金を当てざるを得なかったのだと考えられる。

なお、江戸町年寄樽屋の分として樽御役所として口座が設けられている。播磨屋との関係は『両替年代記』(文化一一年条)に「同家は樽懸屋にて、付届取候間、別段入用不請取ト云々。」と見えている。この入用とは樽屋懸り御用金の包訳代のこと、本両替屋の収入となっていたものであるが、播磨屋は樽屋の掛屋であったので包訳代は請取らなかつたというのである。樽屋は猿屋町会所設立の際その引請を命ぜられ、また町年寄として御用金、諸御貸附金を取扱っていたから、その出納に際して播磨屋を利用したものと考えられる。寛政一二年(一八〇〇)中の出入は第六表の通りであるが預り金のうちに猿屋町会所とした分が含まれているがこれらの詳細については不明である。

- (1) 竹内誠「寛政改革と勘定所御用達の成立(上・下)」、『日本歴史』二二八、二二九) 寛政改革期の経済政策については、このほか同氏に「寛政改革と米方御用達の成立」、『歴史教育』九一(一〇)、「幕府経済の変貌と金融政策の展開」、『日本経済史大系4』近世下) など一連の業績がある。以下本稿でも同氏諸論文に負うところが大きい。

- (2) 竹内誠前掲論文。

(3) 因みに津田秀夫「寛政改革」(『岩波講座日本歴史』近世4 一九六五年第二副本による)は、猿屋町会所と町会所との混同がある。同書二六五―二六六ページ。

(4)(6) 『東京市史稿』救済篇第二 一七四ページ。

『日本財政経済史料』巻二 一四一ページ。

『札差事略』中 三〇一ページ。

(5) 『東京市史稿』救済篇第二 四八六ページ。

申渡

三谷三九郎 中井新右衛門

田村十右衛門 仙波太郎兵衛

松沢孫八 鹿嶋清兵衛

堤弥三郎 伝左衛門

五郎右衛門 文右衛門

此度町法改正ニ付、町入用減金之七歩通り積金ニいたし、右之内ヲ以米蔵相建、糶買上困置、余金之分ハ積金利安貸付ニいたし、町方永久之備ニ相成候積り候。依之之從ニ公儀御金壹万両右為ニ差加金惣町中え被下候積被ニ仰渡候。今般御金蔵より相渡候ニ付、右御金并当月分々差出候町々積金之分ハ、其方とも懸リニ申渡間、右御用一式引受世話可致候。勿論右ニ付品々取計方も可有之候間、得と申談、委細書面ヲ以可相伺候。尤追而外地主共之内をも身元人柄等相撰、四五人も右懸リ申渡候積り候間、可レ得ニ其意ニ候。正月

(7) 『東京市史稿』救済篇第二 四八七ページ。

(8) 『東京市史稿』救済篇第二 七七三ページ。

(9) 前節引用史料 文政元年五月廿八日付書上。

(10) 前節第一表の明和六年(一七六九)の抱屋敷は御貸付金を預った時に書上げたものである。この場合家質として提出してはいないが「何様之異変在之候共、私所持屋敷之内売払、右御金高元利共少も無違背上納可仕候」としている。

(11) 注(7)、(8)参照。

2 代官 關係

中井家は文政元年（一八一八）頃に、馬喰町御用屋敷御貸附方御役所の御用金銀取扱御用を勤めていたことは既に述べた通りである。幕府の公金貸附の方法の一つとして、代官を通じてなされるものがあることは知られる通りであるが、江戸廻り代官取扱の貸附金を馬喰町御用屋敷諸代官の取扱いとしたのは文化一四年（一八一七）であった。⁽¹⁾ 文政元年（一八一八）現在の中井家の「御用」の内容は、この江戸廻り代官の取扱っていた貸附金を引継いだこの馬喰町御用屋敷の御用であった。

ところで中井家は寛政八年（一七九六）に「御郡代附御貸附方」掛屋御用を仰付かっている。⁽²⁾

一 御貸附御役所が御差紙ニ付与市罷出候処、旧冬被仰付候御郡代附御貸附方掛屋御用永々被為仰付候趣、野田戸右衛門殿が被仰渡候今日、御印形左之通御渡被成候、且受書書通御案文左之通

関東御郡代附御貸附御役所御用金御取立之分私方え御預被置、右御用金之内御上納并御渡方等之節差上候節は、別紙御請取通帳え御請取御印形之儀御貸附御掛元へ并同御役所御当番之御方御年番之御元へ御三判御調印之上差上、決而御書判にてハ差上申間敷候旨被仰渡、承知奉畏候、尤御銘々御印鑑御渡被遊奉請取候、依之御請印形差上申候、以上

寛政八辰年正月

播磨屋

新右衛門

関東御郡代附

御貸附方

御役所

（下略）

この寛政八年（一七九六）に中井家が掛屋御用を仰せ付かっている「関東御郡代附御貸附方御役所」は、寛政四年（一七九二）関東郡代伊奈忠尊の失脚（勘定奉行の郡代兼任）から文化三年（一八〇六）の関東郡代廃止までの段階に位置する機関である。文化三年（一八〇六）の廃止から、馬喰町御用屋敷御貸附役所として代官貸附金の集中がなされる前段階と

考えられる。当時すでに通称として「馬喰町御貸附方御役所」とも呼ばれていたことは播磨屋日記にも見えている⁽⁴⁾。唯その組織等については必ずしも明確でない。「御貸附方御懸屋之義御代官方年番持ニ付、是迄大阪や治兵衛方ニ而相勤候処、来辰年御代官大貫次右衛門様、小野田三郎右衛門様、御年番ニ付手前方ニ而相勤候様被仰渡候」とあるから、この時まで掛屋と代官の年番制をとっており、その年番代官のもとに役所当番、貸附掛がいたものと推測される。しかし各代官貸附金と御貸附方役所との関係がどのようなものであったかは明らかでない。こゝでは一応伊奈氏時代からの貸附金を引継いだものを関東郡代御貸附方と考えておく。

貸附方掛屋としての業務は、前掲史料にも見えているように「御用金御取立之分私方江御預被置、右御用金之内御上納等御渡」しするといふものであったが、この際には当然両替改料を取得していたと考えられる。右の上納の際の上納箱代、人足賃錢などを左のように取極めていた。⁽⁵⁾

寛

一 老歩判小判共御上納箱代并後藤持出し御金蔵持出入足賃共此分は改歩、銀之内ニ込有之候間不奉受取候

一式朱判御上納箱代 但式百五拾両^カ

老ツニ付 五百両迄箱老ツ

代銀式匁五分

一 銀座御包之節人足賃式朱判千両迄老人持之積リ

老人ニ付 但上下

賃銀式匁五分

一式朱判御金蔵御上納之節千両迄老人持之積リ

老人ニ付

賃銀式匁也

日付	か り		か し	
	両掛朱	永文	両掛朱	永文
3.5			3	
"			1.3	69.403
"			10	
"			300	
"			55.3	53.030
3.18	2	201.500		
"			2.2	118.035
"			9.3	117.600
"			80	
"			11.1	
"			1,027.2	
"			35	162.000
"			19.1	126.300
"			12.1	146.400
"			12.1	146.400
"			16.1	209.100
"			13	
"			8	
"			1.1	
3.26		(御上納分)	1,423	204.167
4.1			0.1	167.900
"				62.500
"			7.1	130.600
"			2,000	
"			2	175.000
"			2	99.167
"			2	99.167
"	21.1	88.300		
4.10			50	
"			60	
"			14.1	232.700
"			8.3	228.300
"			7.2	242.900
"			100	
"			20.3	63.600
4.29			25	243.200

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第7表 御貸附方出入

日付	か	り	か	し
1. 8	両歩朱 6,228.3	永文 100.491	両歩朱	永文
1. 8	19	223.600		
1.16	28.3	245.200		
"	40.3	138.400		
"	11.2	140.500		
1.23	44.3	229.315		
"	53.2	166.900		
"	58.3	172.300		
"	15.2	180.000		
1.30	23.3	8		
"	18	203.500		
"	25.3	152.500		
"	30.3	246.900		
"			160	
"			0.1	122.900
"			30.2	51.300
2. 4	18.2	151.300		
"	29.3	107.500		
"			60.2	43.215
"			100	
2.13	59	154.600		
"	64	229.800		
"			29.2	
3. 1	24.1	75.300		
"	75.2	58.400		
"	11.2	91.700		
"	46.3	283.000		
"	25.2	122.500		
"			1.1	46.700
"			0.1	167.900
"			156.2	62.563
"			30	
"			51	
3. 5			1.1	159.200
"			4.3	190.000
"			100	

第7表つづき

日付	か	り	か	し
4.29	両歩朱	永文	両歩朱	永文
"			0.1	153.900
"			2.1	8.200
"			2.3	238.300
"			21	202.400
"			7	30.600
"	7.2	240.000		
閏4.13	10			
"	7	148.900		
"			5	
"			4.1	85.700
"			6.3	101.700
閏4.29			0.1	167.900
"			10	
"			36.1	0.300
"			129.1	41.400
"			312.3	188.927
5.3			7.02	22.300
5.17	5.1			
"			50	
6.1			0.1	164.300
"	23.3	100.000		
"	30			
6.20			14.3	118.300
6.22			2.3	140.000
6.22			0.12	53.600
6.23			5.1	185.000
"			10	
"	10	(閏 4.29分)		
6.26			2.2	
6.29		(差引残金分)	370.3	92.032

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第8表 小笠原仁右衛門出入

	か り		か し	
	西歩	永文	西歩	永文
天明 7. 9. 23 但岡崎氏分			80	
寛政元 7. 3 但結城五郎作殿分			20	
" 12. 23 "			10	
	683	291		
別通之分			683	291
未11. 24 別物也	100			
11. 26 "	50			
1. 30 (寛政12年分)	448. 3	82. 654		
2. 1	32. 3	155. 26		
"	23	856		
2. 7			300	
2. 9			12□	
2. 14	170			
" 別物手形出ス	50			
"			43	4. 9
2. 28	1	245		
2. 29			31	
3. 1	350			
"			20. 2	243. 098
3. 2			65	
3. 10			18	212. 6
"			28. 1	120. 7
3. 18	85			
3. 26			1. 2	
"	3, 780			
3. 30 御上納分			3, 780	
4. 1	134. 3	199		
4. 6			29. 1	86. 5
"			13. 3	61. 17
4. 12			18. 2	
4. 13	20			
4. 17			0. 2	91
4. 23			29. 1	86. 5
閏 4. 10	400			
"	35. 3	149. 6		
閏 4. 11			250	

一御金藏方御下ケ金壹歩判小判共六千両迄壹人持

壹人二付

質銀貳匁也

右之通御座候、以上

辰正月

播磨屋

新右衛門

御貸附方

御役所

御貸附方よりの預り金の状況は第七表の通りである。前年よりの繰越高と考えられる付出高六千数百両は三月以降減額一方となり結局六月二十九日に全額済としている。これ以後の出入は記載されていないから、翌年に繰越す分はない。勘定所御用達辞任と時期を同じくしているので、同じく御用である貸附方掛屋も同時に辞して中断したためではないかと考えられるが確証はない。繰越残高の約六〇〇〇両が預り金額の規模の目安と考えると良いであろうが、その出入の中ほどの程度であったかはこのような特殊な年度の出入状況であるから一般化することはできないが、長期に安定した預り金であったと言えないまでも、預り金がある一時期の間運用することは可能であっただろう。

次に各代官との関係は、関東郡代附御貸附方役所掛屋拜命以前からのつながりがあったことが知られる。寛政八年（一七九六）拜命の際にも大貫次右衛門の手附小島専蔵宅に出かけており、「馴染故一入御心配御世話御取斗の様子ニ相聞へ候事」と記している。⁽⁷⁾ また宝暦年中にも久保平三郎、久保田十左衛門に対し夫々、五、六〇両と一〇〇両迄用立てることを契約している。⁽⁸⁾

さてその取引内容であるが、一例として小笠原仁右衛門の場合を掲げておく。代官の家計規模から見て大きな金額が動いている点を考え、右の宝暦年中の例にあるように用立金も含まれていることは推測できるが、そればかりではなく

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第8表 つづき

	か り		か し	
	両歩	永 文	両歩	永 文
閏 4. 20			29. 1	86. 5
“			3. 2	242. 7
5. 3			20. 2	
5. 18	81. 3	263		0. 4
“				136. 4
6. 2			0. 1	63. 839
“			20. 2	
6. 9			500	
6. 14			200	
6. 26 御上納分				1, 960. 808
“			500	

貸附金あるいは年貢金の出入が含まれていると考えた方が妥当であろう。改賃収入があることをみればそのことは裏付けられるであろう。しかしその具体的内容については遺憾ながら判別し難い。例によって出入はこの年の半ばで終わっているから、表には前年からの付出し高と翌年への繰越高とを示した。なお代官関係の口座すべての合計繰越高とみられる「御代官様方」金三万両余、銀五七貫余と代官個々の合計とは一致しない。寛政一二年（一八〇〇）の勘定へ付出される高とは必ずしも同一でないものと思われる。付出高零の各口座も寛政一二年中の出入は記載されており、この種の口座の代官が郡代附代官と一致する点が注目されるが、これ以上の連関は今のところ不明である。「改賃方」は貸附金あるいは年貢金の上納等に際しての改賃収入の口座であると考えられる。寛政一二年の収入約一三〇両は前年よりの繰越高と合せ翌年へ繰越されている（八九一両と七・四二匁）。改賃そのものは代官関係に限らず他の機会にも収入となるが、この「改賃方」は代官関係のそれに限られた口座である。

- (1) 『日本財政経済史料』巻一 一一二ページ。
- (2) 『拾貳番日記』
- (3) なお代官貸附金については、竹内誠「幕府経済の変貌と金融政策の展開」『日本経済史大系 4』(近世下)を参照されたい。
- (4) 『拾貳番日記』、また武州幡羅郡下奈良村吉田市右衛門が差加を行なった

寛政 12 年 差 引 残 高

か		り		か		し	
両歩朱 3,149.1		匁 36.59		両歩朱 1,507.1		匁 49.59	
				52.32		2.83	
				71.32			
				55.2		5.04	
				15.12			
				61.2		4.41	
				7.02		7.19	
				44.3		5.98	
45		14.7					
						10.01	
				145.2		9.8	
1.1		10.12		952.3		4.33	
2212		4.35					
891		7.42					

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第9表 代官関係口座残高

御代官様方	寛政12年付出高			
	か	り	か	し
	両歩朱 (30,288.32)	毎 57,068.617)	両歩朱	永 文
江川様	720		772.3	172.283
竹垣様			71.32	
平岡様	6,020.3	永 文 1,053.29	5,788.1	1,249.26
小笠原様	833	291	793	291
野田松三郎様	22,265.32	4,127.699	16,768.3	1,064.876
山田様	314.3	21.7	277.12	21.7
蓑様	12,392.12	309.861	12,326.02	160.423
大貫様				
佐藤様	13,341.3	1,538.751	13,113.32	1,111.27
野田文蔵様	14,742.2	57.022	14,223.1	2,016.4
堀谷様				
樋原様	12,490.02	177.219	11,665.12	2,658.375
岸本様	7,176	1,338.62	6,916.32	1,825.873
重田様	1,070	456.371	1,044.1	15.223
御貸附方	(6,224.3	100.491)		
中村様				
御郡代方				
稻垣様	100	527.311	162	100.82
羽倉様	1,246.3	56,315.806 ^毎	1,031	26,510.153 ^毎
野村様	348.3	{ 39,700.4 ^毎 永 395 ^文	117.62	{ 36,054.46 ^毎 永 45.45 ^文
水谷様	2	9.02 ^毎	47	
鈴木様	103.2	14.7 ^毎	280	
篠山様				
柘植様		2,250.89 ^毎	3.3	
早川様	70	2,476.302 ^毎		
松本様	9,701	永 264.399 ^文	9,501.1	247.98 ^文
植村様	107.2	10,000.5 ^毎	260	120.3 ^毎
内方様	7,074.1	21.172 ^文	7,072.3	102.355 ^文
御代官方附込	906.02	736.51 ^毎	1,870.32	20.84 ^毎
御手代衆	5,515	{ 1,180 ^毎 永 25 ^文 議 601 ^文	721.32	343.15 ^毎
改質方	(761.2	6.44 ^毎)		

貸附金の取扱役所は、天明から文政までを通して御貸附方御役所と馬喰町御役所の二本立となっているが（竹内前掲論文第六表）この間には組織的には明らかに改変があった。

(5)(6)(7) 『拾式番日記』

(8) 『永代帳』

3 大名 関係

取引関係のある大名は、独立の口座に一一大名、二御三卿がある。このほかに「御屋敷方附込所」中に八大名（御三家一を含む）、「利足方」に三藩となっている。その分布は西国筋の大名が多く、逆に東北地方の大名は殆んどみられないことが特色といえよう。

諸大名との取引関係が如何なるものであったか、主として高松藩を例にとってみていきたい。史料に徴する限り中井家と高松藩との関係は享保一六年（一七三一）に始まる。⁽¹⁾

松平讀岐守様々兩替仕候ハ、願付差出シ候様ニ被仰付則差出シ候写

乍恐書付を以願上候

- 一 御掛屋兩替只今迄松屋加兵衛方ニ而被相動候処、此度御免之御願被申上候ニ付、依之跡御掛屋外々えも被為仰付筋ニも御座候ハ、先年私方暫も相動其上是迄松屋方下兩替仕来御用向有増存罷有候間、私方へ被為仰付候様願上候、尤願之趣左ニ申上候
 - 一 是迄松屋相動候は外商売ニ付相動候手代兩人へ御扶持切米被下置候得共、私義は商売躰ニ御座候ニ付右御扶持切米ハ不被為下御掛屋相動候、役料としては迄松屋方え被下置候扶持切米之御積ヲ以、私え忒拾人扶持歟銀子三拾五枚歟被下度候様ニ奉願上候
 - 一 兩動候手代兩人之義ハ私方々差出シ、御用向御大切ニ念入相動させ可申候
 - 一 兩替相庭之儀松屋方ニても殊之外念入相動来候得共、猶以随分吟味仕相動可申候、其外諸事是迄松屋相動来候通り念入相動可申候
- 右之段々被合聞召被仰付被下候ハ難有仕合奉候、己上

享保十六亥八月廿七日

播磨屋

新右衛門

山本瀬左衛門様

吉田助太夫様

柘植忠右衛門様

この願いは同年一月二四日に至って役料（銀）三五枚で「願之通被仰付」ている。なお右史料の宛書三人は大御納戸役である。高松藩関係の口座は「高松様大御納戸」と「高松様御家中」との二つである。このうち後者は家中に対する貸金であって寛政一二年（一八〇〇）中の分はなく、すべて前年までの貸金が繰越されたものである。同藩の家中に対する貸金は「前々々無利足にて御取受申上来候」と無利足が通例であったようである。それだけに、また小口で繁雑であり、取立てが困難になり易い性格のものであり、この貸金の増加は播磨屋にとって好ましくないことは明かである。中井家と高松藩との関係は他藩に比べ深かったとみられ、深川にあった中井家の別荘にも度々同藩家中の訪問、招待があったことは日記にも散見される。家中に対する貸金の口座を独立させてあるのもその比重の高さを意味しようが、繰越残高としては約一四〇〇両程の貸となっている。

大御納戸口は掛屋としての出入を附込んである。寛政一二年（一八〇〇）中の出入は六月で殆ど終っている。同年中預り高約一万二五〇〇両と三八〇貫目から出金高約八五〇〇両と三八〇貫目を差引き、預り高約四〇〇〇両を翌年へ繰越している。預り金のうちには長期の利足付預り金と、目を追って入金する分とが含まれ、「かし」のうちには藩の諸支出に当てた分（その内容不明）と中井家の調達金とが含まれる（具体的には個々の出入内容の判別は甚だ困難であるので、今は概括的に右のようにまとめておくに止め、詳細の検討は他日を期す）。掛屋業務はある金額を預け置（掛け置）きその出納を取扱うものであるが、不定金額の出入があるから不足金の調達をも行なわざるを得ない場合もある。中井家と高松藩との場合、銀高約二、三〇貫目程度は取替金（貸越）とするという大体の了解があったようである。寛政一〇年（一七七八）

第10表 高松藩大御納戸

	か り		か し	
寛教11年より繰越	1,594.3 ^{両歩}			11,169.894 ^両
寛政12年出入 差引	12,534.3 4,071.3	379,272.36 8.04	8,463	379,264.32

第11表 高松藩家中

	か り		か し	
寛政11年より繰越		12,334.99 ^{両歩}	1,446 ^{両歩}	
御家中(一括分)	210	11,266.46	1,276.3	1,414.32
松崎十太夫	60		278.2	
斉藤伊右衛門	24.3	682.85		
森川半五郎			29.2	
辻太次郎	10	478.08	31.3	
西岡此右衛門	9	595.8	47.1	84.27
森田半助		1,025.02	42.3	6
信沢平右衛門	1	195.92	4.1	404.55
宅野勘解由			50	
(合計)	(314.3)	14,244.13)	(1760.3)	1,9091.4)

中にも四月に至って三六〇〇両余が取替金となり、そのうち二六〇〇両余を貸金に振替えたのであるが、結局六月現在で一六六〇両余の貸越となっている⁽³⁾。従って播磨屋としては「御廻り金引請取捌仕(候)得は差繰ニも相成格別の利益も可有之哉と御賢察被下候半哉、此義は不斗差掛り候而も御出方ニ相成候義故、先備立仕置候義ニ御座候、両替商売之義は繰之差合ヲ以組上、渡世仕候義ニ御座候へハ、彼是甚迷惑仕候、勿論格別御普請等有之格段之御廻り方有之、御出方は追々之義故暫之内御有金ニ相成居申候逆も、外商ひ向之品共違、金銀之儀ハ急々日限ヲ究手放シ繰之間働出来仕候筋之ものニも無御座候⁽⁴⁾と述べている。しかし実際には預り金を他に運用することが出来たし、ことに長期の預り金の場合はそのうたであらうことは想像に難くない。現に高松藩からの長期預り金六〇〇〇両のうち五〇〇〇両を他大名に対する調達金に当

ていたのである。⁵⁾六〇〇両の預り金は寛政一二年（一八〇〇）中も継続されているが、この利足は年一六貫としてあるから、利率はおよそ四・四％となる。これは例えば寛政九年（一七九七）佐倉藩に対する貸附金五〇〇両の利率年六歩に比べても低い値である。また高松藩に対する調達金は一〇〇両に付月一兩一兩一歩であった⁶⁾（これは比較的短期の性格をもつ調達金と考えられるが、年利にして二一〜一五％となる）。従って大名間に限ってみても他に運用して利潤を得ることは計算上は可能であったと考えられる。

次に他藩の口座については、主として藩および家中に対する貸金がその内容であり、両者が分離せず同時に附込まれている。貸金に対する利足および返済額は除置として「かり」に出して繰越していくという方法をとっている。これは元入があった場合に証文を書き替えることとは別に行なっていたものと考えられる。各貸金毎に必ず対応させているとは限らないが一応元金に対する引当金の性格をもち、返済状況は対照できる仕組になっている。なお繰越高はかりとかしの差引残高を繰越すので極く概括的に言えば元金と返済額との差が繰越されることになる。なお預り金は特別の口座を除き高松藩の掛屋としての場合のように多くない。繰越高の内訳の例を熊本藩の場合について第一二表に掲げておく。

このほか熊本藩については、「御為替所」と「御銀所」とがある。「御為替所」は江戸藩邸への下り為替の取扱いであるとみられる。取扱高はおよそ二万二五〇〇両ほどに達する。熊本藩に対しては藩費出納のための口座が設けられていないから、そのような出納業務は行なっていなかったのではないかと思う。前年からの繰越高の僅少であることおよび翌年への繰越を無出入としている点、さらに出入のタイミングの極めて短いことから、収納金を預り置いているといふよりは、為替の請負に重点がおかれているものに近いと考えられる。

上方から江戸への送金の請負は江戸両替商にとっては単なる送金のみを請負に終らず、その御下金を預り置き、要求

第12表 熊 本 藩

	か り		か し	
	両歩朱	忽	両歩朱	忽
寛政11年より繰越			9,600.02	215.3458
已 12 利月 3 朱			3,936	
” ”			1,750	
” ”			1,750	
” ”			1,000	
前々より御家中取替			315.02	372.3275
右之内へ梅田弥兵衛殿中津太郎八殿より請取分	5			
御用達金利足他	217	4.4565		
天明 3.12 沢村尉太夫殿分			50	
天明 5. 2 ”			30	
右之内へ天明 6. 4 元入	20			
松野亀右衛門殿分80両之内へ	39			
天明 7.12.26 栗津郡蔵殿分			2	
天明 4.10 稻津五郎三郎殿分15年賦			294.3	13.2048
右同人年賦之内へ	180	13.75		
右同人分利金除置	51.3	4.9		
岡平八殿村上理助殿分			4	
右之内へ	2.1			
已 3.29 益田氏内々物分			15	
” 4.21 中嶋氏御自身之分			10	
右之内へ	5			
未 4.28 未 4月より御家中取替口々分			219	
右之内へ	109.02	7.44		
未 4.28 未 4月より			10.1	1.17
右之内へ	10.2	12.26		
未 7. 6 御家中取替			8	
” 7.30 吉田嘉蔵殿御自分之分			3	
” 9.21 生源寺氏			20	
” 11.22 今井久兵衛殿分			100	
” 11.26 堀部藤馬殿分			100	
” 11.27 寂国殿分			150	
11 右之内へ	15			
11.26 御家中取替			80	
” ”			15	
11.30 ”			368	
” 吉沢忠助殿分			15	
” 川喜田氏分			5.3	1.5
(合 計)	(1,089.12	129.0065)	(13,779.12	392.3023)

に応じて上納するという形が一般であったと考えられる。寛政一〇年（一七八九）「筑州様よりの御尋」に対する答申はそれについて左の通り言及している。

乍恐口上之覚

一大坂表方御仕下金銀是迄正金銀ニ而飛脚便を以御下被遊候所、駄賃失却多分相懸御不益ニ付、已来彼地ニ而為替ニ御渡被遊候ハ、無失却ニ而出来可仕候哉、委申上候様被仰付則左ニ申上候

一大坂江戸共為替作法は、金百両之内兩鐐式朱判式拾五両も差受、是を通用金と相唱取遣仕候、右金大坂表ニ而奉請取候当日々日数十七八日或は廿日目、江戸表御屋敷え相納候を参着為替と申候、右参着為替被仰付候得は為替失却打銀と唱金相場同様ニ時々高下御座候は右打銀年中平均仕候ハ、百両ニ付凡七八匁位ニ見積り候ハ、宜敷可有御座奉存候

一正銀為替之儀相場相拘り候ニ付打銀見積りも出来仕かた、多分失却御不益ニ奉存候銀は大坂表ニ而御払被遊候方御益ニ奉存候、尤相場物之儀右ニ押極候事も無御座候、其時之模様ニ寄銀為替ニ而御益ニ相成候節も可有御座奉存候

一金無失却為替仕候義は、御公儀御為替之儀於大坂金銀奉請取候当日々日数九十日目ニ江戸上納仕候義御座候、其外諸家様之内右ニ順日数六十日目或は五十日目ニ江戸納ニ相成候振合も御座候、右を延為替と申候而金銀共ニ永々無失却江戸上納出来仕候義御座候一諸家様御下金銀為替ニ被遊候御仕法之儀は、大坂表而替屋共之内為替組合と申者拾人御座候而、右之者共并外為替人共方私共手先へ為替ニ仕向申義御座候、右は大坂御蔵屋敷又は御蔵元共方御米御私代銀を右拾人之者共之内え為替被仰付、為替失却小判相場共入札等ニ被仰付、御利益之方へ落札被仰付為替御仕下被遊候義ニ御座候、右之思召を以大坂表ニおゐて御吟味被遊候ハ、乍恐御益ニも相成可申と奉存候

一御当家様右為替取斗方之儀私方へ被仰付候ハ、是迄旧来相勤居候外御屋敷様方御振合之通御座候ハ、相勤申度奉存候、右之振合は都而江戸御下金銀之分不殘私方へ引請奉預置、御用之時々御通手形を以相納来候義ニ御座候
一辰巳両年月々金相場別紙書付差上申候

右之通御内々御尋ニ付奉申上候、相訳り兼候義は口上を以可奉申上候、以上

二月

御役所

播磨屋新右門

代 伴 七

第13表 大名貸金

藩名	金額	期	間
高松	2000 ^{兩伊朱}		寛政11.12~寛政12. 3
	1000		"
熊本	3,936		寛政 9.12~
	1,750		"
	1,750		"
	1,000		"
	10.1		寛政11. 4.28~
	3,000		寛政12. 4. 5~寛政12.12
	1,014.2	1.17	寛政12. 4. 2~
	183		寛政12. 閏 4. 7
丸亀	(300)		寛政 4~
	(2,700)		
	500		寛政12. 3. 1
福井	500		宝暦 7. 1~
	200		
	600		宝暦 7~
	225		"
	875		明和 7. 4~
	300		明和 7. 6~
	100		明和 7. 7~
	1,200		寛政 5~寛政11
	125		寛政10.12.14~
334		寛政12. 3.16~	
久留米	2,200		御証文三通
	250		大橋忠七殿一同出金分
	100		" 大橋仲七殿枝手形在
	150		"
	100		天明 4.12~
	100		天明 5.12~
	50		天明 6. 1.21~
	15		天明 5.12~
	10		天明 6. 7.13~
	1,000		寛政10.12.29~

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第13表 つづき

藩名	金額	期間		
久留米	2,000 ^{四歩米}	〃	寛政10.12.29～	御用達分
	500		〃	〃
	1,500	〃	寛政11.12.30～	新才覚分
	1,000		〃	〃
	3,500	〃	享和元 1～	御用達分
	1,000		寛政12.12～	〃
一橋勘定所	700	〃	天明 3.10～	
	600		天明 3.12～	
上田	1,045	〃	安永 8.4～	
	340		〃	
	1,360		〃	
	2,000		寛政 9.12～	格別御頼ニ付出金之分
福山	10	〃	安永 5.5.25～	翁屋勘七殿掛り
	700		寛政 2.10.27～	小林氏掛り
	730		安永10.3～	
	200		寛政10.10.21～	信州行分
	200		寛政10.11.1～	〃
	600		寛政10.11.27～	御用達分
	100		〃	浜印分
	600		寛政12.8.1～	丸次殿も合御用達分
	100		〃	浜印分
	600		寛政12.12.25～	御用達分
100	〃	〃		
桑名	667	13.53	天明 2.4～	市川、林、手前3人にて2,000両之口年100両 北村用達分 新調達請取高此利無利足
	150		寛政10.12.16～	
	107.2		寛政10.12.23～	
	225.1	1.8	寛政12.3.24～	御証文在
	886.32	7.394	〃	〃
	136.3	3	〃	〃
	267	〃	〃	〃
	63.2	14	〃	林枝手形分
	215	〃	〃	午末両年年賦請取分ヲ新調達ニ致無利足
	佐倉	5,000	〃	寛政 9～

第13表つづき

審名	金額	期	間	
佐倉	5,000 ^{四歩米}	カ	寛政 8~ 寛政 9.12~ 寛政 9~ 寛政10. 5.23~ 寛政11. 8.26~ 寛政11.11.29~寛政12.11	二口合1万両1ヶ年為利足金200両宛御渡被成 候定尤御棉府迄150両ソ、請取 元7,000両株也 20年賦 御用達分 " "
	6,600			
	500			
	1,000			
	500			
	500			
	500			
	500			
	500			
	500			
小倉	430		寛政11.12.28~	御用達分
柳本	2,420			全元金5ヶ村引請証文 寛政5暮より無利足毎 年200両返済 利足之分別紙証文=致前番之元金皆済之上可請 取相對但寛政5迄之分まとめ
	2,420			
	3,370			
宇都宮	850		天明 8.12	25年賦1年34両
関宿	500		天明 8	土屋半兵衛殿口入10年賦1年50両
新庄能登守	100		戌 9	
	50		亥 7	
	10		"	
芝村	250		巳12	
水戸	2,000		寛政12. 2.12	御用達
	1,000		寛政12. 5.17	
清末	50		寛政12.12.20~12.26	先納分
	100		寛政12. 閏 4.27~	
板倉	200		寛政12. 5.27	先納
	100		"	"
	100		寛政12. 6. 2	"
	100		寛政12. 7. 9	"
	200		"	"
	100		寛政12. 8. 6	"
	200		"	"
	200		寛政12.10. 2	"
	100		"	"
	200		寛政12.10.29	"
	200		"	"
	200		寛政12.12. 1	"
	100		"	"

第14表 熊本藩御為替所

	か り		か し	
寛政11年より繰越 （無注記）	両歩米 7.32 19,626.02	2.546 ^忽 271.8307	両歩米 13,459.02	221.9722 ^忽
御家中分	1,512.02	173.0795	1,792.12	173.249
御取入			8,760.02	99.3125
米喜、手前分	1,359.1	1.185		
合計	22,505.12	447.9212	22,504.32	473.2562
差引		4.665		

右の熊本藩の場合も上納までの時間が短い、一つの口座を設けている限り一応この答申の場合に該当するものと考えられる。

「御銀所」は錢の両替、納入の御用勤に伴う口座であり、取扱高は同年中七〇四六貫文余りである。両替の換算率のうちに人足賃錢が込められているから、単なる名目上の高でなく実際の取扱高である。

小倉藩と福山藩の米方は両藩の蔵米売買に関するものであるとみられるが詳しい点は不明である。ただ小倉藩の蔵元を仰付けられたとあるのは注目される。藩米取扱については佐倉藩の御廻米売払代約五〇〇〇両の出入が計上されている。売払代金を一旦入金し同額を納金として出金しているので佐倉藩の口座としては利益等は計上されていない。

序でながら調達金を調えるに際し、多くの場合一人で行ったのではなく複数の組合によって調達した。いわゆる御立入などと呼ばれるものであって、例えば熊本藩の場合、仙波太郎兵衛、大橋仲七、村山弥市、和泉屋吉右衛門、播磨屋新右衛門、福田円蔵、大和屋三郎兵衛、荒木三郎右衛門、海保伝兵衛、川村伝左衛門他で構成されており、かなり少額の金額についても割合っている。単純平均割ではないから一人で一〇〇両以下の例も見受けられる。この場合枝手形を使用していたことは第一三表に注記にもみられる通りである。

(1) 『永代帳』

第15表 小倉藩米方

	か り		か し	
	両歩	匁	両歩	匁
寛政11年より繰越	501.1	1,006.283		
天明6年暮、7年春、暮、8年春渡迄	800			
上倉武右衛門船運賃請取戻し分		1,000		
御扶持米3匁下り直違天明6年11月より 寛政5年迄渡り、外買入米値段違	483.1	5.653		
共 天明6年蔵元被仰付候節御国許并江戸 御役人中へ寄物并諸雜用小揚質其外掛 り物代上尤初年より之也			781.3	14.37
(合 計)	(1,283.1)	(1,005.653)	(781.3)	(14.37)

(2) 『拾式番日記』

(3)(4)(6) 『十四番日記』、なお寛政一〇年(一七九八)の状況が大略伺えるので

長文ながら左に引用する。

一 小川町御屋敷近頃当用御差引手尻儘御不足ニ相成、其時々 出役のもの及御掛合
ニ御間ヲ合来り候へども、右相当之御取斗も無之迷惑致候、且其外不心得義共有之
候間此度一統相談之上先内談書付ヲ以差出置申候写左ニ記

乍恐御内談書を以申上候

一 御廻り金引請取捌仕候ニ付万一延着又は不足杯之節銀高式三拾貫目位迄は御取替可
差出旨、先年申上候由にて毎度御噂被成下奉承知候、前々は太駄御不足ニ相成候義
ハ無之候、近来度々御不足ニ相成右之内へ定式之様ニ御立用被下候節にては無御座
哉ニ奉存候、仍之已来之所銀高式三拾貫目位迄は御不足老ケ月或は二ケ月之義は御
取替可差上候、若其余分金高御取替ニ相成候節は不殘御取替高之利銀被下候様ニ仕
度奉存候

一 去已暮御金御不足ニ相成候旨申上候所、何れ御借金可致間差掛り候義ニ付御用御間
ヲ合候様ニ被仰付、急場之砌にて当惑仕候へどケ千成ニも御間ヲ合大慶仕候、追而
御借金御極メ被下候由にて利金として正金三拾兩御渡被下奉請取候、已暮々当午二
月迄之利銀之由ニ御座候へ共御取替高ニ相当不仕失却も有之迷惑仕候、其上平常押
通シ大御納戸へ置居同様ニ相成候金銀錢等都合にて凡式三拾貫目位は有之候へは、
月々御取替高ニ弥々以相当不仕候、右去暮已来御調達金之儀表向御借金ニ御座候哉
利金正金にて御渡被下候ニ付乍恐已来心得ニ仕度御親申上候

一 当年三月上旬御切米御渡被遊候節又々御金御不足ニ可相成段申上候所、何れ之道御
借金可被遊旨被仰付尚又才覚仕候御間ヲ合、三月中御出金高式千百兩余御取替ニ相
成、御廻り金も廿九日ニ相納り候へは三月中多分之御取替ニ御座候所、為御会釈御

品被下候得共相当之利分等御渡シ被下候上被下置候筋ニも乍恐奉存候、才覚先へ御品にてハ不相濟多分失却相掛り迷惑ニ
存候

一同四月弥御金御不足ニ有之り、段々御取替高ニ相成、四月中三千六百両余御取替高ニ相成候内式千六百両分御借金御極メ可
被下旨先日被仰渡奉承知候、是又御利分千両分も不足可仕候

一五月御発駕之節々又々御金御不足ニ相成、同晦日迄之内金高千四百両余御取替ニ相成居申候ニ付先日御届ケ申上候毎以御不
足ニ相成候節、是々申上候迄は御挨拶も不被下差操之義ニ付迷惑仕候、右利銀等之儀も宜敷御評義可被下候

一同六月十五日迄金式百六拾両余御出方有之、都合当時金千六百六拾両余御取替ニ相成居申候、少々之御出方は出金可仕候へ
ども余慶之御出方は御見合被下候様ニ奉願上候、則当五月々六月十五日迄御取替高差引書奉入御覽候

一御廻り金万一御不足ニ相成候節、前廉御借金員数何程手当仕候様ニ被仰付前々之通御借状御渡被下候様仕度奉存候、近年時
々御不足之儀御座候へども無其儀大金ニ相成候ても御借状御渡不被下無証扱にて迷惑仕候間、御不足之時々御借状御渡可被
下万一御差支之義も可有御座候哉奉恐入候間、前廉御評義被成下被仰付被下候様奉願上候

一御進物其外御差紙にて出金銀之内、御差紙急御用之由にて差出今以御差紙不出分凡當時金高四百両位も可有之候、御急キ御
用にて御差紙前後ニ遣候とも一両日も相立候ハ、早速相廻り可申候所、式三年も相立いまた御差紙出不申分も有之甚以迷惑
仕候義ニ御座候、早々御訳付候様御取斗被成下度奉存候、右之内ニは程過候而正金杯にて相納候類も有之甚以紛敷様ニ奉存
候、己来之所は急度御規定被下聊之金銀成とも、縦如何様之御用ニ候とも御会所御割印御差紙引替に相渡候様仕度候義ニ奉
存候、畢竟掛屋々金子出候様ニ候得とも大御納戸御元請之義ニ御座候得は往々は御難渋物ニ可相成候哉ニ奉存候、己後之所
乍恐急度被仰立御取究被下度奉存候

一去々辰年無御余儀御頼談被仰付、是迄大御納戸御仮払并御家中貸其外共前々々大御納戸付渡リニ相成候分金高、兼而御存知
被下候通都合八拾貫目余掛屋取替ニ被仰付訳候と申迄ニ而急々御濟方にて無御座、一旦御請は申上候得とも去暮己来御不
足而已相成候節は惣手尻にては大造成金高ニ相成、差繰甚六ツケ敷当惑仕候義ニ御座候

一近年御当用初其外数多之口々御差引向殊之外御延引ニ相成、乍恐手元帳合等も到而入組愚案之手代共又は新參之ものども取
捌兼当惑仕候間、急々御差引相立候様ニ奉願上候、数多御通帳等も有之近年は持人召連聊之義ニ御座候へども失却相掛り迷
惑仕候

一右之通已暮已来御取替ニ相成候所、御借金御究被下候分ニては多分之失却相掛り甚迷惑^(註)到極仕候、其通り御取斗被下候而は乍恐往々渡世ニも不相成御用向も相勤り兼可申哉ニ奉存候、已来之所御不足ニ相成候共是迄之通りニては御調達出来兼可申奉存候間乍恐御断奉申上候

前条ニ申上候通り前廉何程手当仕候様被仰付不被下候ては差掛り候力万一御差支ニも相成候而奉恐入候間、此度相改メ奉申上候、尤御廻り金引請取捌仕候へは差繰ニも相成格別之利益も可有之哉と御賢察被下候半哉、此義は不斗時々御出方ニ相成候義故備立仕置候義ニ御座候、若左様之御義ニも御座候ハ、御廻り金之分大御納戸へ上納仕古来之通り手代共取捌仕候様ニ被仰付可被下候、近年差掛り御借金等之義ニ付ては成丈出情御奉公相勤候様ニ乍恐奉存候へども、一向其功も不相立申御不足等之砌は御掛合而已六ツヶ敷、私方ニては甚以失却多分相掛り迷惑仕候間、不殘存念過言之所奉恐入候得共不願思召奉申上候、誠ニ旧来御立入之義ニ付往々之所立行候様何分宜御評義被成下候様奉願上候、已上

(5)

『拾貳番日記』

一先年両度御預金三千兩は安永三年十月、三千兩は同六四年二月御預、都合六千兩奉預、右利銀去寅年迄凡銀高貳百三拾貫目余上納仕候、然ル所右御元金之内五千兩は先年々外屋敷え調達之内へ加金仕差出置候所、去ル子年々元利共御断ニ相成甚以当惑仕罷在候得共、御屋形様え上納利銀之儀は無滞去寅年迄上納仕候

(7)

『拾貳番日記』なお熊本藩の寛政七年の例を左に掲げる。

調達金	1,500兩
波橋村屋井津山倉保木	400兩
仙大川播磨	280
大川播磨	250
筒海村朝久	70
海村朝久	70
村朝久	50
朝久	50
久	30

4 商人關係

(一) 兩替取引

第16表 両替商関係出入

	か り		か し	
	両歩朱	毎	両歩朱	毎
三谷喜三郎				
三谷善次郎		64.6		91
殿村左五平		238.4		23
升屋源四郎		145		67
竹原文右衛門		270.4		217.5
村田七右衛門		169		40
(脇両替)				
井筒屋善次郎		23		
小川清兵衛				12
伊勢屋作兵衛				1
川井次右衛門		162.62		125.6
万屋七右衛門		8.84		17
荒木伊三郎			0.02	7
坂本屋九郎右衛門		330		24
三井次郎右衛門				15.5
伊勢屋吉左衛門		51		4
平野屋平八				32
三谷勘四郎		68.7		62
川北利右衛門		37		
セト升		15		
大坂屋次兵衛		143.8		116.2
合 計		1,727.36	0.02	854.8

口座として出されているもののうち、次の七人は両替商である。即ち、三谷喜三郎、三谷善次郎、殿村左五平、升屋源四郎、竹原文右衛門、村田七右衛門、大坂屋次兵衛である。また「脇両替」のうちには、第一六表に示したように一三人の両替商を含んでいる。従ってこの二口が得意先としての両替商であると考えてよい。なお右のうちで三谷喜三郎は全く記載がない。また「脇両替」のうち三井次郎右衛門は明らかに脇両替ではないから、「脇両替」としてまとめているのは「両替屋附込」というほどの意味であろう。

これら両替商との取引額は第一六表にまとめた通りであるが、内容はすべて両替料の出入である。歩判切賃、小玉銀両替料などであって、その額も極めて少額

である。なおこれらの取引は六月で終っている。

商人との両替取引ではこのほか上田三郎左衛門がある。⁽¹⁾ 上田三郎左衛門は御為替上田組の構成員である。知られる通り、幕府公金為替は大阪で請取った御為替金銀を、当時は九〇日後に江戸で上納する仕組になっていた。この上納御為替金銀の打歩、改賃が取引の大半を占めるが、なおこの他若干の貸金とその利足が含まれる。これらはすべて「かし」に付け翌年へ繰越している。

第17表 上田三郎左衛門かし内訳

当 期	歩 利 金 賃	面 額
日 100兩 7,500匁	打 改	2.2 1,273.58
		54.32
		2.2 6.6
		1,000
		212.66

(二) 為替取引

口座のうちの商人関係で特徴的とみられるのは酒問屋の割合が高いことである。業種の明確でない者もあって、正確なところを把握し難いが、はっきりしているものだけで十人を数える。

(1) 御為替上田組は上田三郎左衛門、上田伝之助、上田金十郎(後、次助)の三人の名前を以て構成されていた。寛保二年(一七四二)御為替組に加入しているが、大阪御城米御払方御用も同時に勤めていた。寛政十二年(一八〇〇)には、天明六年(一七八六)の御米方御用廃止に遇って危機に瀕していた。(「聞書」三井文庫所蔵史料、本四五)このため寛政元年(一七八九)一二月から寛政九年(一七九七)閏七月まで御為替銀の請取りを中止している(「配分帳」三井文庫所蔵史料、別一七一六)。

先ずこれら酒問屋との取引をみると、判明している酒問屋名は第三表の通りでこれらはいずれも上方からの下り酒を取扱う「下り酒問屋」である。

下り酒の流通機構は、酒造家自身の駄送りから発生したといわれる。これら酒造家が出店を持ち、更に発展して下り酒問屋となったという。その間にも荷主||酒造家自身が差配人を江戸に置いて販売する方法も存在したのであり、明和

年間には左の如き送り荷方法が存在した。

- (1) 荷主→問屋（直送り） 二〇万駄
- (2) 荷主→出店（出店送り） 六万駄
- (3) 荷主→当荷主江戸差配人（差配人送り） 一二万駄
- (4) 荷主→外荷主江戸差配人（ ） 七万駄

右のような流通上の特徴は、下り酒販売代金の受払についても影響を及ぼしている。明和天明期以降の慣例では問屋は荷主に入船後五〇日目に仲買人へ売立てた値段を報告し、更に五〇日目後から荷主への送金をはじめて凡そ一年で仕切となるという規則であった。その際の送金には現金為登と為替による方法とがあった。寛政期当時においてこの二つの方法のうちで現金（飛脚）為登によるものの比率が高かったといわれる。例えば寛政元年（一七八九）に雑古屋弥右衛門（西宮酒造家座古屋太兵衛の江戸差配人）が荷主の座古屋太兵衛に対して送附した「仕切目録」によれば正味仕切代金一五六三両余のうち一二五〇両が現送によるものであり、下り為替による決済は二五〇両にすぎない。また寛政五年（一七九三）の同じ座古屋弥右衛門の「仕切目録」では、飛脚為登九〇〇両、下り為替一六五両三步、御屋敷為替一五八両で三步、上り為替一〇〇両という比率になっている。柚木学氏によれば、天明、寛政期にはこのように現金為登が支配的であったが、化政期以降になると為替による送金の方法が圧倒的に多くなるという。殊に上り為替が一般化してくるといわれる。⁽¹⁾

ところで、右の仕切目録中の下り為替はすべて播新殿江（渡し）とあり、雑古屋弥右衛門が為替送金に播磨屋を通じて行なっていたことが判る。ことに雑古屋弥右衛門は他の両替商へ渡りの分がないから播磨屋との関係が深かったことが推測されるが、この雑古屋弥右衛門は「万出入日記」小口に出ている雑喉屋弥右衛門に外ならない。そしてその口座

か し 内 訳

替	為替誰へ		為替御屋敷		無注記ほか	
円	両歩	円	両歩	円	両歩朱	円
	1,432		160		0.1	
	740		1,804.3		500.1	6.9
	925		2,150		907.02	
	1,080				4.2	
	975				812	
	1,060				32.3	3.03
	435				46.32	
	1,145.2		1,000		812.2	38.322
			379.3	48.039	4.3	43.815
					4,000	
70,000	1,340		300		5.12	
	1,100				2,400	
	1,718.2		3,000		1,420	21.6
	1,330		50		465	
	1,500		949		184.3	177.0125
	2,750				1,950	15,000
					600	
24,4019	493.3				230	
104,609.84	2,062.1	30,502.06			899	
174,634.2419	20,087	30,502.06	9,793.2	48.039	15,275.02	15,290.6795

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第18表 為替取引出入

	か り		か し		為 登 為	
	両歩朱 毎	両	両歩朱 毎	両	両	両歩朱 毎
総屋利兵衛	8,830	11.851	8,062.1	11.851	1,990	4,480
大和屋太兵衛	65 7,750	6.9	7,950	6.9	425	4,479
大和屋又右衛門	594.02 11,740		10,667.02		2,270	4,415
紙屋八左衛門	5,050	0.12	1,190.2 3,859.2	0.12	435	2,340
千代倉次郎兵衛	5,975	13.52	1,270 4,705	13.52	1,145	1,773
樋口屋徳兵衛	72.3 4,050	3.03	4,067.3	3.03	430	2,545
岸田屋安兵衛	3,190	12.36	1,078.02 2,111.32	12.36		1,630
呉田彦次郎	6,694.02	38.322	929.02 5,635	38.322		2,677
吉田喜平次	1.2 383	11.282	384.2	91.854		
鹿島清兵衛	4,000 1,000		4,000			
飯田卯之平	15,570	17.04	343 15,227	1.13 15.91	450	12,019
雑喉屋弥右衛門	50.2 13,000		12,810		2,050	7,260
酒 店	12,822	28.42	4,690.2 10,737.2	7.22 28.81	130	4,469
角 店	11,960		7,444.2 9,695	7.02	800	7,050
升屋平右衛門	33.3 9,500	170.2575	9,333.3	177.0125		6,700
中 茶 屋	88 4,612	15,000	4,700	15,000		
中屋半兵衛	700 6,870		7,570			6,970
伊勢屋弥兵衛	134.12 1,357.3	11.005	1,487.02	24.4019		1,207.12
伊勢屋徳三郎	1,484.1 11,085	135.1119	12,569.1	135.1119		9,504
計	7,224.1 141,438.32	202.4745	17,228.2 135,572.22	53.221 15,521.3523	10,125	79,518.12

各項上段は付出高，下段は寛政12年出入高累計

の取引内容は下記のように為替取引である。つまり播磨屋は雑喉屋弥右衛門の下り酒支払代金の送金を取扱っていたのである。この関係は、その取引内容が同一であることから他の下り酒問屋とも同様であったと考えてよい。またこのことは下り酒問屋に限らず他の下り荷物を取扱う問屋についても当てはまる。

このような取引関係を結ぶに際して、相手方から沽券状を預っている。

一 中屋半兵衛殿為替金銀取引致し候為証拠、左之通沽券状被相預候ニ付則左之通り請取書差出し申候

覚

一 室町老町目東側北角屋鋪表京間拾老間裏行町並式拾間有之貴殿所持之家屋敷代金三千百両之沽券状を通、京都大坂え登為替金銀通帳面を以御取引致候為証拠被成候預儲預り置申所実正也、仍如件

寛政七卯年十二月五日

播磨屋

新右衛門

中屋半兵衛殿

中屋半兵衛のほか座古屋弥右衛門、山本喜右衛門、岸田屋安兵衛、樋口屋徳兵衛、千代倉次郎兵衛などの例が日記にも散見される。文中の「通帳面を以」ということは当座取引を意味すると考えてよい。このことは為替手形の過振りによる貸越が時として行われたであろうことを推測させる。現実には寛政一年（一七九九）からの繰越高はかり越、かし越区々であるが、かり越約三〇〇〇両に対し、かし越約六三〇〇両余である（酒店角店を除く）。ここに短期であろうが当座貸越という形の金融をみることができる。

右のような為替取引の出入を便宜的に第一八表にまとめた。尤もこれら口座の出入すべてが為替取引であったとする訳にはいかない。とくに酒店の分は投資額をも含んでいる。判明する限り史料に従ってその分は差引いた。他の取引と同様にこの年の半ば六、七月で取引が終っており、その時に差引出入残高なしとしているものと、かり残高を年賦返済

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第19表 得意附込所

	か り		か し	
	兩歩朱	匁	兩歩朱	匁
池田屋清九郎			500	
奈良屋市兵衛	148.22	3.50	250	
松屋嘉兵衛			644	308.70
小山喜右衛門	1,043.22	10.00	3.100	
粉川屋惣兵衛	218.30	13.20	311	1.59
道明久兵衛			3,065.32	
座古屋源太郎			2,555.10	6.11
加藤源左衛門	828		925	
笠倉平十郎			2,100	
大坂屋庄左衛門	84		114	
伊世屋武右衛門	98.30		100	
村上源右衛門			18.30	1.55
前田権七			560	4.71
座古屋弥右衛門			65.10	4.75
山路彦七			34.20	29.03
坂上市郎兵衛	10	3.75		
高嶋甚助		5.60		
小池善右衛門	20		32.10	2.48
群屋久左衛門	10		40	
合 計	2,461.30	36.05	14,415.30	558.92
差 引			11,954.02	322.87

すべて繰越高である。

にしているものの二様がある。各出入項目は簡単な注記しか記されていないので即断することは危険であるが、口座の引出し内容を一応表のように整理しておいた。これによる限り現金通送は少なく、単なる為替とするものが最も多い。また御屋敷為替とみられるものは全体として現金通送とほぼ等しい。下り酒代金支払の場合、寛政期においては現金為登による方法が支配的であったとされるが、少くとも寛政一二年（一八〇〇）現在でそう言い切れるかどうか多少の疑問を感ぜざるを得ない。播磨屋が取引相手の酒問屋の支払代金のすべて或は大半を取扱ったと仮定すると明らかに否である。さらに為登とするものは三月六日および五月七日（六日も含め）の二日の日付の分にそ

れぞれ四一七〇両、三六一五両と集中している。このことは大阪と江戸の金銀比価の高下のタイミングに沿ったものであると考えるべきであろう。

次に、中屋半兵衛の場合に見たように「為替取引」の意味する所は「登為替取組」であったのであり、こうみると表に示した単なる「為替」としたものが、登為替に当ると考えることが妥当であろう。とすればこの時点における登為替の比率の高さ（もとより直接には江戸大坂間全体の下り荷物代金の問題に結びつかないにしても）に注目する必要がある。なお「為替誰へ」とした部分は下り為替とみられるものをまとめたが、個々についてはなお疑問の余地を残す。しかし全体としての傾向を見る限り大きな変化はないものと思う。

一年間の為替取扱高は、この年の半ばで取引を中止していることを考えると、全体で二十数万両程になるものとみられる。

(1) 以上柚木学『近世灘酒経済史』第六章による。

(2) 『拾貳番日記』

(三) 預貸金

商人関係としての預貸金は個人当座への預貸（上田三郎左衛門、山本正三郎、大橋仲七、松浦勤次郎、中茶屋、大坂屋庄三郎、土屋半兵衛、御畳方など）と得意附込所、買出方、附込所、家賃方とに分れ記載されている。このうち附込所は出入職方町内などに対する極めて少額の貸金である。しかし繰越高約三三〇〇両のうち約二二〇〇両が焦げ付となっている。

得意附込所は第一九表の通りであるが、寛政一二年（一八〇〇）中の出入はなく貸渡しの日付も記されていないので長期に亘る滞り金という性格が強い。約一万二〇〇〇両の貸越である。座古屋弥右衛門を除いて口座に出ている人名は見当らない。其他については必ずしもはっきりしないがやはり酒問屋関係が多い。笠倉平十郎は札差であるが、中井家と

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第20表 買出方大口借入抄出

	金額	借入	返済
林次左衛門	500 ^兩 500	申正月 巳 12. 29	寛政12. 12. 29
芝、了 哲	1,000	寛政 4. 12. 13	
小倉庄助	2,500	寛政12. 1. 9	寛政12. 11. 13
	2,500	寛政12. 1. 9	寛政12. 11. 13
	2,000	寛政12. 3. 2	寛政12. 11. 13
	1,000	寛政12. 4. 27	寛政12. 11. 13
	1,500	寛政12閏4. 26	寛政12. 11. 13
	4,450	寛政12. 11. 13	(10年賦)
市川亀吉	3,000	寛政12. 1. 13	寛政12閏4. 4
中屋半兵衛	1,000	寛政11. 3. 11	
仙波太郎兵衛	3,000	寛政12. 3. 1	(小判)
	3,000	寛政12. 3. 29	享和元 2. 3
	4,500	寛政12. 4. 27	(小判)
	600	寛政12. 12. 28	享和元 2. 2
大和屋三郎右衛門	1,000	寛政12. 5. 21	寛政12. 12. 28
	500	寛政12. 12. 28	(10年賦)

の親戚関係がある者である。

次に買出方であるが、主に長期の預り金大口の借金を中心に祠堂金なども含んでいる。

（浄見寺が中井家の菩提寺であった関係で、築地西本願寺の地中が名を連ねているものと思われる。）

五〇〇両以上の大口借入を抄出してみると第二〇表の如くとなる。この借入金金の寛政二二年度末の残高は、かり方合計残高二万二七一八兩余の約 $\frac{3}{5}$ を占める。しかも「かり」項目には貸金の返済金額が含まれているから、借入金としての性格を持つものは表に掲げた特定なものに限られるとみてよい。この年のはじめから三、四月頃までに借入れた金額はおよそ二万兩に及ぶ。これらは年末から翌年にかけて返済しているが、なお残った分については年賦返済の方法をとっている。この返済に部分的には抱屋敷売払代金および家賃借り金の一部を当てたことは、小倉庄助に対し二三

第21表 家 質 方

	か り		か し	
	両歩		両歩	
寛政11年より繰越			3,702.3	
伽羅徳用	17.2			
今吉丸			29	
石町店分			45	
宗紙作目貫			20	
弥五郎分元70両残り			39	
万屋由兵衛へ(金杉派道町)			150	
松崎太郎兵衛殿分			50	
玉簾鮫老本十河三右衛門殿分			50	
煎海鼠株書入九郎助え			200	
右之利足	125.3			
栢木清左衛門殿へ芝中門前			75	
右利金除置	12			
新川店普請金			2,250	
右之内へ	1,400			
水戸御殿へ			500	
松浦与三郎殿へ(霊岸島銀町)			1,300	
霊岸島四日市町久右衛門へ			600	
右之内元入	50			
合 計	1,605.1		5,308	

第22表 店、手代、親族関係繰越高

	か り		か し	
	両歩	匁	両歩	匁
本 店			920.3	465.2
鉄 砲 洲			641	
元 本 丁 店			1,733.3	21.95
日 本 橋			9,340.3	11.92
松 崎			2,220	4.802
下 谷			516.1	9.3
本 丁 店			226	
手 代 合 計	300		37,124.3	28.21
内 店 覚			7,337.3	10.76
酒 店			8,552.2	13.41
角 店			9,544.2	7.02

酒店のうち3,862両と6.19匁は株、道具代金等分である。

五〇兩分の抱屋敷（二ヶ所）を引当てて譲渡している点から見て推測できよう。借入先のうち林次左衛門は福山藩用達、中屋半兵衛は江戸に店を持つ本庄商人、仙波太郎兵衛は両替商で勘定所御用達の一人であり、大和屋三郎右衛門は茶、紙、醬油酢問屋であるとみられる。

家質方は家質貸の口座であるが、これも貸付の日付けはない。表記載以外の新規貸付けは享和元年（一八〇一）正月に、神田明神に貸付けた八八兩を御用方から付替えた分があるだけである。これは預り金を返済したので播磨屋自身の家質として振替えたのであろう。家質貸のすべてがこの口座に含まれているとすると、家質貸附を余り積極的に行なっていないかといえる。しかし、これ以外の貸金に家質を取っていないかどうか断定はできない。

右の他に手代および親族関係に対する預貸金がある。手代は各口座に出ているもの、他、内店覚に含まれるものがある。口座に出ているものは別家を含んでいるものと考えられる。手代の分は大部分が貸滞金であり、これの多額なことは注目されよう。親族関係では、日本橋とあるのは初代新右衛門次女の嫁入先であって幕府御書物所として武鑑等の出版を行なっていた出雲寺和泉椽である。初代新右衛門時代から累積した貸滞金であって、武鑑発行費用に対する貸金も含まれ九〇〇〇兩余にも達している。

5 抱屋敷

第一表に示したように江戸時代を通して、中井家はかなりの抱屋敷を所有していた。寛政一二年（一八〇〇）沽券高約二万五〇〇〇兩程であった。土地、家屋の所有はこれを賃貸して収入を得ることの意味ももとよりあったが、それ以外に担保として用意しておくことにも意味があった。すでに述べたように幕府の預り金を引請ける際にも抱屋敷を書き上げているのであり、沽券高によって預り金等の額が左右される場合もあった。

抱屋敷の沽券高、家賃収入などについて第二三表にまとめた。地代から家守給金、町入用、積金、その他の入用を差

寛政 12 年取高		売 払 代 金 家 質 借 入 金	売 払 徳 用		売 払、借入先および月日
両 歩	匁	両	両 歩	匁	
△ 15.1	0.91				
55.1	14.38	1,100			12. 9 田村十右衛門 ^カ
△ 5.2	2.24				
△ 20.2	7.32	550			12. 9 仙波太郎兵衛 ^カ
17.1	5.93	460	10.3	10.7	8.20
24.3	3.25	1,250	0		翌 1.13
73	11.88				
29.1	1.32				
54.2	14.57	800	-78.2	-4	12. 9 松本平八へ
25.2	3.15	960	55.3	5.36	翌 1.13
38.3	0.53	500			12. 6 松沢孫八 ^カ
33.1	8.09	640	-69.1	-11.9	翌 1.13
48.1	3.83	1,350	-75	-9.15	11.13 小倉庄助へ
34.1	12.18	650	-234.3	-2.26	12.12 加賀屋なかへ
5.1	10.92				
22	9.52				
24.3	1.91				
60.3	11.56	1,100			11. 9 鹿島清兵衛 ^カ
60.2	9.7				
68.1	11.87	1,420	169.1	9.68	11.23 西宮十次郎へ
12.3	0.38	900	141.2		8.20
39.1	2.11	1,000	-117.1	-6.77	11.13 小倉庄助へ
120	12.2				
28.1	9.61	350			12. 9 堤弥三郎 ^カ
1.1	7.33	290			12. 9 "
—	—				
—	—				
29.2	0.17	500	266		7.18
17.1	7.27				
9.3	11.88				
—	—				
	933.2	185.54			
	△331.3	4.51			

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第23表 抱 屋 敷

	前期より繰越高 (かし)		(左内訳 沽券高+継目弘入用他)			前年取高
	両歩朱	忽	両	両歩朱	忽	
居 宅	452	8.85	400	52	8.85	△ 14.2
金 吹 丁 東 側	2,383	2.19	2,300	83	2.19	66
" 木 戸 際	636.1	8.78	600	36.1	8.78	△ 10.3
" 孫左衛門支配	965.1	0.78	920	45.1	0.78	△ 14.1
鍋 丁 長 八 支 配	449	4.30	414	35	4.30	11.3
室 丁 利 助 支 配	1,249.3	14.38	11,060	189.3	14.38	52.1
黒 門 丁	143.2	14.40	125	18.2	14.40	
深川四カ所	470.1	4.60	335	135.1	4.60	58.1
佐 内 丁 半右衛門支配	457.1	9.48	400	57.1	9.48	29.3
小田原丁 九右衛門支配	854.2	4.00	800	54.2	4.00	53.3
豊 嶋 丁 次郎兵衛支配	904	9.64	850	44	9.64	44.2
" 平右衛門支配	629.2	0.12	580	49.2	0.12	32.2
住 吉 丁 源左衛門支配	709.1	11.50	630	79.1	11.50	16.3
南伝馬丁 武兵衛支配	1,425	9.15	1,350	75	9.15	51
西河岸丁 庄左衛門支配	865.1	2.26	780	85.1	2.26	27.1
入 舟 丁 十右衛門支配	420.1	11.80	390	30.1	11.80	29.2
本 銀 丁 長 兵 衛 支 配	1,089	9.01	1,030	59	9.01	21.2
呉 服 丁 藤 兵 衛 支 配	727.3	0.08	670	57.3	0.08	32.2
本 丁 次 兵 衛 支 配	1,466.1	6.50	1,350	116.1	6.50	54.2
清 住 丁 十 兵 衛 支 配	486.1	6.87	400	86.1	6.87	39
本 湊 丁 八 右 衛 門 支 配	1,250.2	5.32	1,200	50.2	5.32	68.1
" 佐 助 与 助 支 配	758.2	—	700	58.2	—	41
北紺屋丁 市左衛門支配	1,117.1	6.77	1,000	117.1	6.77	48.3
南新堀 与兵衛支配	3,712.3	5.27	3,500	212.3	5.27	114.2
北新川 庄次郎支配	959	14.60	800	159	14.60	29.2
" 清 兵 衛 支 配	515.12	—	500	15.12	—	16.2
乗 物 丁	1,091	5.55	1,000	91	5.55	—
新材木丁	—	—	—	—	—	—
呉 服 丁 善 兵 衛 支 配	500	—	500	—	—	42.3
日比谷丁 幸 助 支 配	156.2	—	200	43.2	—	5
紺 屋 丁 文 次 郎 支 配	140.2	13.00	—	—	—	—
米 沢 丁	770	7.52	—	—	—	—
(合 計)	27,754.22	196.72	24,784	2,137.02	176.20	988.2
長家 普請方	6,201.1	3.51	—	—	—	987

△は入目高

引いて、およそ一年に一〇〇〇両ほどの収入があった（なお居室に使用している土地の地代収入はない）。このうち約 $\frac{1}{3}$ を家屋普請金の引落しに廻している。寛政一年（一七九九）からの繰越高で約六二〇〇両の普請金が累積されている。寛政二年（一八〇〇）に新たに修繕等に約三三〇両ほどを要しており、結局普請金の累積額は変化していない。寛政五年（一七九三）に居室および所持地所等一四、五ヶ所が類焼にあつて⁽¹⁾いるから、それらの費用が累積したものと考えられる。

これら抱屋敷で最も注目されるのは、この年の七、八月頃と暮から翌享和元年正月にかけて一一ヶ所の抱屋敷を九九三〇両で売却していることである。この売却によって六四三両余の利益を得ているが、更に田村十右衛門、仙波太郎兵衛、松沢孫八、鹿島清兵衛、堤弥三郎の五人から家賃借りによつて三八九〇両を借入れている。結局合計一万三三二〇両を捻出している。これはすでに述べたように幕府公金の貸附金（この分は八一四〇両）と小倉庄助への返済に当てている。売却代金は全体の沽券高の $\frac{2}{5}$ を占めている。尋常の調達手段でないことは容易に想像がつこう。なお右の借入先はいずれも勘定所御用達であり、いわば中井家とは同僚であつた点が注目される。

播磨屋の営業として以上の他、領主米を含めた米と海産物の売買を行なつていたようである。大阪米方、商方および浜方の口座がこれに当るが、全体の取扱高としてはそれほど多くなく、各口座二〇〇両程度の入越があるにすぎない。米には幕府の命による買米も含まれている。

(1) 『拾貳番日記』

三 寛政一一、一二年の営業状態

一般に両替商の利益取得はいかなる方法によつていたのであろうか。両替商であるから本来の業務たる両替による手

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第24表 播磨屋両替店収益

		口 座	寛政11年	寛 政 12 年		備 考
両 替 為 替 貸 金 不 動 扶 持	直 方		西米歩 64.3	西米歩 43.2	匁 8.83	但し全額翌年へ繰越 利足方のうちに含まれる 為替納入用取京大坂々
	改 質 方			149.2	0.98	
	(利足方)			(70.02)	1581.46)	
	内 覚 所			130.1	6.58	
	利 足 方	1,158.1	1,465.2	12.6		
		987	933.2	185.54		
	内 覚 所		432.2	8.42		
(合 計)				(3,154.3	222.95)	

数料が当然考えられるが、これのみでなかったことは明らかである。（但しこの場合本両替クラスを中心に考えているので、銭両替においては両替手数料が大きな比重を占めていたと思われる。）両替商の利益には次のものがあるといわれる。⁽¹⁾

- ① 金銀売買の中間に立ちて其の歩合を受ける
- ② 諸侯伯及び商人に貸与して其の利益を収得する
- ③ 大名御立入と為りて其の扶持を受ける
- ④ 扶持米売却

いまこれを参考に、これまで見て来た営業の諸側面を試みに整理すると播磨屋の場合、次のようなものが考えられる。

- 両替（貨幣取扱）業務
- 為替業務
- 預貸金業務
- 出納業務
- 不動産業務
- （米穀、海産物）売買業務
- 問屋経営

さてこの大綱に沿って収益額を整理してみると第二四表の通りとなる。史料的に、この部類通りには収益額が計上されていないからここに掲示され

表25表 利足方明細

か			り			か			し		
	口数	両歩朱		匁		口数	両歩朱		匁		
高松様方	①	130			笠間様	①	6				
桑名様方	①	7.3		3.75	(間違分)						
小倉様方	②	11.1		4.25	竜口様へ	②	57.32		8.78		
上田様	②	2.2		3.79	小笠原様へ	①	5.12				
越州様方	③	45.1			(小計)		(69.1)		8.78)		
福山様	④	63.3			上野惣仏金御	①	25				
久留米様方	⑥	738.3			預り分	①	25				
丸亀様方	①	18.3			随連院へ	①	25				
毛利様方	③	10.2			(小計)		(50)				
島津様方	②	10.12			西川氏へ	①	4.3		3		
板倉様方	⑫	64			黒川氏へ	①	5.1				
笠間様方	①	30			浅井氏	①	11.1		5		
鍋嶋様方	①	0.2			小野氏へ	①	11.22		2.5		
水戸御殿方	①	225			市川へ	①	60				
竜口御家中分	⑨	73.02	103.04		大橋へ		12.2		1.8		
(熊本)					山口	①	3				
小倉帯刀殿分	①	5			中西へ	②	4.1		6		
(小計)		(1,436.2)		114.83)	竹越へ	①	7				
稲垣様方	③	14.10			徳見へ	①	1.32				
柘植様方	①	0.30			中半へ	①	45.3		5.17		
花房様方	①	0.22			小倉庄助殿へ	①	302.3		10		
淀様方	①	4.20			大太分利足升	①	0.32		4.5		
蓑様方	①	1.10	5.28		屋へ						
鈴木様方	⑥	10.00			竹原へ大太呉	①	0.32		2.3		
(小計)		(31.12)		5.28)	田分						
大江屋方	②	1.02	12.29		(小計)		(471.3)		40.27)		
上田方	①	2.2	6.6		加印	①	5.2				
呉田方	①	22.2			川印へ	①	30				
海保方	①	4			登講申年分	①	3.0				
立木方	①	1.12	1.77		間違分	①			2.03		
樋口方	①	9.22			(小計)		(38.2)		2.03)		
上野方	①	8.1	4.79		御用方へ申年	①	270				
山本方	②	18.12			利足						
千代倉方	②	86.22									
紙八方	②	156.3									
てノ字方	①	0.32	1.47								
岸安方	①	59									
飯田方	①	16.2									

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第25表 つづき

か		り		か		し	
いせや弥兵衛	①	両歩歩 2.02	匁 7.35				
中茶屋	②	45.12	4.98				
かせ屋	①	13.3					
座弥	①	71.02					
大太	①	10.22					
石井	①	9					
浜町	②	14.12	16.95				
早川	①	10.2					
野口	①	21.32					
上野分	①	25					
(小計)		(611.1)	(36.2)				
元金8,436両分	④	187.22	1.85				
無注記	(236)	70.02	1,581.46				
合計		2,336.32	1,759.62			899.2	51.08

ていないものもあろう。史料上つかみ得るもののみであることを断っておく。なおこのうち直方、利足方は各支払を差引いた額である。

このような不完全なものをもとに考えるのは軽卒のそしりをまぬかれないが、大体的様子は伺えよう。この場合支出額を差引いた数字で統一したまず利足の額が最も多いことは目につく。その利足方の明細を第二六表に示す。これによれば利足収入の約六割が大名からの利足で占められている。久留米、水戸、高松などの各藩が多いのが注目されるが（とくに久留米藩は大名全体の約半額をしめる）、これを第二六表の扶持高と比較してみると、必ずしも利足収入高に比例していない。

商人については、大部分が口座に出ている商人からの利足であって、これは貸附金利足というよりは為替の過振りに対するものではないかと考えられる。

次に不動産賃貸による収入については第二三表を参照されたい。全体の中でもかなりのウエイトを占めている点が注目されよう。

第25表 扶持被下高

御上(7ヶ月分)	西歩朱 3.12	久 4.31
一ツ橋様	21.2	13.52
竜口様(熊本)	107	9.45
小川丁様(高松)	56.2	0.30
佐倉様	65.1	14.45
桑倉名様	31.3	3.13
越州様	4.3	10.76
(久留米様)	20.1	10.00
福山田様	43.22	0.60)
水上戸様	60	
田安御殿様	8	
雑収	24	
	14.2	
	15.22	57.5
合計	432.2	8.42

久留米藩は同口座に入る

両替収入については、この他にも両替商との取引等収入の機会があったと思われるが、直接に判明するのは表の通りである。但し両替による収入は額としては極めて少額である。為替業務では為替取組についての打歩収入が見当らない。それについて注意されるのは、利足収入のうち注記のされていない二三六口の利足である。平均すれば一〇一―二歩ほどの少額のものであり合計額も一〇〇両弱にすぎない。これをこの年の為替取組高(第一八表の単なる「為替」とあるものをそれと考える。約八万三〇〇〇両余と比べると、およそ〇・一一五%に当たる。一〇〇両に対しては約七匁二分五厘(二両六三匁替として)の割合である。この値は為替打歩として考えられない数字ではない。寛政一〇年(一七九八)の状況として平均七、八匁としているからである。以上の点から為替打歩は利足方のうちに含まれている注記のないものがそれに当たると考えておく。

米穀、海産物等の売買利益は、その取引の詳細が不明なので、どのように計上されるか判然しない。酒店、角店等の店との関係も明らかでないが、酒店の場合、同口座の貸越額の中に株、諸道具代金が含まれている上、地代も入金としているから、この口座の中ですべて処理しているものと考えてよいだろう。但し酒問屋の経営は当時あまり芳しくなかったようであり、全貸越額から投資額を差引いてもなお四、五〇〇〇両の貸越となっている。

次に損金の方として、計上されている限りのものを第二七表に掲げておいた。遺物は大名に対する付届け、振舞費用であり、

第27表 営業費用

	寛政11年		寛政12年	
	両歩	両歩	両歩	両歩
方所請用所	376.2	357.3	4.11	
物遣敷等金	2.581.3	1,657.1	14.65	
遺小抱居給		331.3	4.51	
		45.1	10.47	
		39.2	?	

小遣所は雑費勘定である。給金所は口座のみで記載を欠いている。

以上の損益計算によってだけで当期の利益がどれほどあったかを算出することは余り妥当なことではできないであろう。単純にこれ限りの差引きでは約八〇〇両の利益額あるということを描するに止める。

ところで寛政一二年「万出入日記」の処々に見られたように、この年の半ばで営業が停止されている。部分的には取引は継続されているものの、その密度は極端に落ちていく。

このことは幕府御勘定所御用達の辞任と無関係であったとは考えられないだろう。この関連は左の史料によって明らかとなる⁽²⁾。

一札之事

(屋敷書略)

右六ヶ所

合金三千八百九拾両也

右は拙者身上不如意ニ付去ル申年中願之通御用達御免被成下置候節、從

公儀御貸附金各方拙者共七人連印之手形を以奉預候内、拙者奉預り候分は其節各方え御引渡可申旨被仰渡御請は仕候得共金子調達仕兼、各方へ打掛及御相談候処、御承知被下差懸り候義故御出金高ニは甲乙無之御差出シ前書家屋敷家質書入右ヲ以御引渡申候、其段

御勘定所え御届相濟候、右躰格別之御恩借故是迄等閑ニ可致筋無御座候処、年々不手繰故心外ニ延引罷成候内、去子十二月中御貸附金不殘御返納ニ相成、右連印御裏判手形相下り直ニ御裏判は御消

印相濟御連印御消印可有之ニ付、拙者方借用筋相片付候様被仰下致承知候、然ル処前書之通未不手繰ニ付年延之儀御頼申入御聞届被下、相下り候御証文拙者印形則消印仕、当丑年々来ル未年迄七ヶ年年延之間来寅年々追々相済可申候、右年限中利足少も無遅滞相済可申候、万一相滞候義も御座候ハ、御年限中たり共右家屋敷不殘御引渡可申候、右年限立候而も返金及延引候共彼は御頼ケ間敷儀不申入残家屋敷御引渡可申候、御貸金御返納御裏書御証文相下り、拙者印形消印仕後日為不致忘却差入申一札仍如件

文化二五年八月廿一日

金吹町

播磨屋

新右門印

同人方

支配人

繁八印

別家

甚助印

鹿嶋清兵衛殿

堤弥三郎殿

先三九郎殿跡目

三谷三九郎殿

先孫八殿跡目

松沢孫八殿

当時御用達御免

仙波太郎兵衛殿

同断先十右衛門殿跡目

田村十右衛門殿

右書面昨廿一日夜差出候、尤惣名代として鹿嶋手代彦兵衛参入ニ付相渡ス、勿論証文面之御裏印手形持参ニ付連印之内手前印形消印致遣し候、依て去ル西九月中手前へ取置候右六人各宛にて手前返上納金請取証之尅通同人へ差戻し候事

つまり身上不如意の結果、御用達を辞退しているのである。その際、御貸附金は御用達連名で預っていたので他の御用達へ家質を書入れて引渡している。抱屋敷を抵当にした借入れが御用達に限られていたのはこの故であった。尤もそ

第28表 御初穂所

	か り	
寛政11年より繰越	8,266 ^両	12.285 ^匁
御初穂	56.2	2.030
被下物 但已春 ^ハ 年利1歩	26,847	6.785
外物 " 2	1,362.2	3.470
御初穂		39
合計	28,266.3	6.285

第29表 内覚所

	か り	
寛政11年より繰越	1,077.2 ^{両歩}	9.445 ^匁
已年 ^ハ 、利2歩	6,247	3.095
"	3,530.2	6.35
おせい殿分	100	
御袋様分	100	
お辰殿分	100	
扶持被下高、為替納入用取	563	

の時借入金を実際に受取ったのではなく、御貸附金の引渡しが行なわれたにすぎない。

このように、寛政一二年（一八〇〇）の半ばで各取引が停止しているのは身上不如意が原因であったのであり、それが御用関係の預り金返納を引起しているという順序で影響したものと考えられる。では全体としての経営状態はどのようなものか、概観してみよう。寛政一年（一七九九）の繰越高の差引でみると、預り金、借入金としては御貸附金その他の幕府からの預り金、代官関係預り金が四万両余であり、借入金が主たる内容と考えられる買出方が一万三〇〇〇両余、その他商人関係の当座預貸を差引いた七六〇〇両が預り勘定となる。この二口で二万六〇〇両余である。ところ

で右の他に大口の預り勘定に御初穂所、内覚所、引除方がある。御初穂所はどういう性格の勘定科目であるのか明確な結論を得ていないが、金額の大きいこと、「万出入日記」の巻頭に位置すること、低利の利付であることなどを総合して、純然たる外部からの預り金であると考えよりはむしろ内部的な性格を持ったものと考えた方がよいのではないかと思う。利率が内覚所のそれと略同一であることをみるとその感を深くする。或は元建金—一種の資本金という性格を持つものではないかと考えられる。この場合それは主人からの出資という形をとっていると解釈できる。

内覚所は奥用の勘定科目と考えられる二口（合せて約

第30表 引 除 方

線 越	か し		か り	
	兩歩朱	匁	兩歩	匁
(寛政10年までの未済合計)	4,847.22		24,769	11.85
未年(寛政11)除置候分差引ニノ	13,153.02	8.55	6,769.3	20.40
寛政12年正月25日			22,000	
" 格別			7,000	
"			7,000	
寛政12年1~4月	348.1	8.99	11,900	(内 9,400 兩は小判)
差 引			36,320.3	2.86

一万兩)にはやはり二歩の利足が付いている。この処分については明らかでない。また扶持がこゝに附込まれていることは、それが奥の収入と考えられていたことを意味しよう。

引除方は本来は主として大名貸附金の利足を除置いた一種の貸倒れ準備金の性格をもつものであったと考えられる。寛政一〇年(一七九八)までの未済合計で「かり」方の六七七〇兩ほどのうち五三二兩余は桑名、上田、柳本各藩の御用達金利足である。しかし「かし」には婚礼持参金等も含まれているし、利足および返済金の除置勘定は各大名の口座においても行なっている。この引除方の実際の運用の仕方についてはなお不明の点が多い。しかしいづれにせよ右の三口の勘定科目は「かり」方項目に入るものであり、結局以上を主なものとして合せて一二万四〇〇〇兩余が「かり」方となる。

次に貸金関係であるが、大名預貸の差引残高三万八〇〇〇兩余が貸し勘定となり、得意附込所、家質方、附込所などの商人関係貸金が一万九〇〇〇兩余、営業店関係がおよそ二万一〇〇〇兩、手代関係四万四〇〇〇兩余、親族関係一万二七〇〇兩余となる。このほか不動産として二七〇〇兩余、長屋普請方の繰延が六二〇〇兩余などが大体の「かし」方勘定である。

以上を概観すると商人関係の預り金約二万兩(買出方と当座預貸差引)は同じ貸附金(得意附込所、家質方、附込所)約一万九〇〇〇兩とほぼ相殺される。同様

寛政期における江戸両替商の経営（田中）

第31表 主要項目別出入残高

	か り		か し	
	寛政11年度	寛政12年度	寛政11年度	寛政12年度
御 用 方	9,011	0		
代 官 関 係	31,240 (40,251)	1,642 (1,642)		
買 出 方	13,068	11,575		
商 人 当 座	7,600 (20,668)	2,776 (13,351)		
引 除 方	24,769	37,121		
内 覚 所	10,078	10,591		
御 初 穂 所	28,266	2,267		
大 名 関 係			38,049	40,096
得 意 附 込 所			12,007	11,959
家 質 込 所			3,703	3,786
附 込 所			3,356	3,778
店（酒問屋）			(19,066)	(19,523)
			18,097	13,650
			2,889	2,889
			(20,986)	(16,539)
手代（内店覚） （各口座）			7,338	6,966
			36,825	38,305
			(44,163)	(45,271)
親 族			12,718	12,864
不 動 産			27,758	13,191
普 請 方			6,201	6,200

に公金預りと大名への貸付とは大
体見合っている。もっとも幕府貸
附金はともかくとして、代官関係
の取扱金は長期に安定した預り金
ではないであろうから、ある程度
その引出しの為の準備は必要であ
ったと思われる。しかしこれは一
度に全額引上げられるということ
もあまり考えられないから、破綻
の原因を考える上では他の面を考
慮する必要がある。

右の他には、親族、手代への貸
金が非常に多いことが注目され
る。親族関係では出雲寺屋への貸
金が多く、これは全くの貸滞金で
ある。手代への貸金も貸滞金であ
る。独立の口座に出ている手代は
別家手代が多いものと思われる

が、これらに対する貸金は播磨屋の沽券高より多く、大名に対する貸金(差引残)に匹敵する。別家手代には独自の営業を営む者も居り、その営業も広い意味では播磨屋の営業に含まれると考えられ、それに対する出資金とも解釈できようが、実際には「右ハ追々滞金……」「初年々寛政五年迄貸金滞之分」などと注記されており、貸滞金と認識されていたのである。このような多大な滞り金である点で問題は大きいと思われるが、以前から持越されているものであり、直接に破産の原因となつたかどうかは疑問である。

酒店に対する貸金は二軒で一万八〇〇〇両に上るが、この中には問屋株代金等も含まれている⁽³⁾。当時寛政改革の酒造統制政策によって江戸入津酒荷の減少があり、酒問屋商売は不安定な時期であつたと考えられる⁽⁴⁾。酒問屋商売が不振であることは播磨屋にとつては二重の意味で不利な条件であつた。一つは自身の経営する酒問屋も同様の条件下に置かれたであろうこと、一つは為替取引の相手として最も多い酒問屋の不振は播磨屋の為替商売に影響を及ぼしたであろうことである。酒店、角店の経営は右の理由も手伝つてか手代の不始末があり、思わしくなかつたことは確實である⁽⁵⁾。その結果、角店では二〇〇〇両の貸滞金が生じている。しかし、酒店の経営が直接に影響したと断ずることは、それだけの確証がない。また為替取引の面の影響を知りことも困難であるので、いま直ちにこの点の結論を下すことはできない。

このようにみると、貸滞り金はかなりの額に達するものと考えられる。右の他、得意附込所の貸金も長期に亘つたものが多いから、ざつと五、六万両ほどと見積られるのではなからうか。個々の貸滞りが直接破産に影響を及ぼさなくとも、全体としてはこの額の影響を無視することはできない。このような状況がどう具体的に破産に結びついているのか遺憾ながらはっきり掴むことができない。唯、手がかりの一つとして次のことを指摘するに止めておく。即ち引除方の出入についてであつて、その出入をみると、寛政一年(一七九九・末年)に「末年除置候分差引ニル」として一万三〇〇〇両余を引出にしている。それ以前の引除金の差引は一九〇〇両余の「かり」であるから、差引一万二〇〇〇両余の

持出しとなる。その後寛政一二年（一八〇〇）正月に（この分は寛政一年度の会計に含まれる）奥からの分を含め合計三万六〇〇〇両を繰入れて、結局寛政一年度は二万四七〇〇両余の「かり」として翌年へ繰越している。この繰入金の出所は明らかでない。寛政一二年（一八〇〇）度にはかえって外除金を増加している。その大部分は小判によってである。これは四月までの間に繰入れて終っている。このように資金を繰入れることが必要だったのは除置金の取崩しがありそれを補うための繰入れであったのではないだろうか。除置金は主として大名を目当てのものであると考えると、大名貸金の御断があったのではないかと想像されるのである。尤も繰入金は実際には除置金埋合せより超過している。これは右のような事態を予想してか或は整理の準備のためか、明らかでないのであるが、一応右のように考えておく。なおこのあと播磨屋で「改何番日記」と改のついた日記が作られはじめるのは享和二年からと推定されること、文化五年には本両替に加入していることなど再建の案外速やかであったと思われることを附記しておく。

(1) 『大阪府誌』第一編

(2) 『改四番日記』

(3) 第一節注(3)

(4) 柚木学『近世灘酒経済史』四八―四九ページ。

(5) 『十四番日記』放漫経営を行なっていると角店の手代を交代させている。

ま と め

以上極めて表面的にはあるが、営業の諸側面についてみてきたが、こゝで簡単に整理してみたい。尤も寛政一二年（一八〇〇）は播磨屋の経営にとって極めて特殊な条件下にあったことは念頭に置いておく必要がある。

利足収入の内訳を見る限り大名への依存度が比較的高いことが先ず指摘できよう。その大名は西国筋の大名を主とし

ており、そのため上方から江戸への送金が必要で、播磨屋はこれを請負い或は送金された金を預り置いて、出納を行ない、これによってある程度の資金を得ることができたと考えられる。

資金の面では幕府公金の預り金が大きな比重を占め、差引残高では商人からの借用金と共に大名への貸附分、商人への貸附に運用しているという形になっている。

一方為替では大名の江戸送金とは反対に、下り酒問屋の支払代金を中心とした商用為替を取扱い、その額は史料に現れる限りで第三二表の通りとなる。この限りでは大名送金分と相殺される部分はそれ程多くはなく、播磨屋の取扱いに限ってみれば登為替を大名為替の裏付けなく取組むことが多かったと思われる。

この為替取扱高はすべて合せて一四、五万両に及ぶ。これを他両替商との貨幣売買額（正確には判明しない）合計金二万四三〇〇両以上と銀二八五貫匁以上と比べ、また熊本藩への銭納高七〇〇〇貫文余と比べかなり高い値であるといえるだろう。

結局、この時期の播磨屋両替店の営業は大名、代官関係の掛屋と商用為替が中心と考えられ、掛屋を勤めることによって預り金を得ると共に貸附の機会を得、江戸送金の為替を取扱うことによつて商用為替（主として下り酒代金送金）の取扱いを増大させることができたということができよう。一方商人間の預貸はほぼバランスしているが、問屋商人（例えば十組仲間加入）への貸附という形は案外少なく、当座貸越という形での金融（主として下り酒問屋商人へ）が主体であったと考えられるのである。

第32表 為替取扱高

	千両
(現金送)	10
登為替	83
下り為替	20
御屋敷為替 (含熊本藩)	32

右のような営業形態をもって江戸両替商の一類型とすることができるかどうか、それは他の同業者についての実態調査を待たなくてはならないだろう。

寛政一一年（一七九九）から文化四年（一八〇七）にかけて江戸の本両替屋は相次いで休業するに至る。この中には三谷一族が大部分を占めていたのであるが、のこったのは結局三井両替店一軒のみとなってしまふ。そして文化五年になつて新たに竹原文右衛門、播磨屋新右門、升屋源四郎、殿村左五平、泉屋吉次郎の五人を組み入れて本両替仲間が再編成されるのである。このメンバーは相場立会仲間と称するグループとほぼ同一であり、このメンバーをそのまゝ本両替に取立てたのであると考えてよい。この相場立会仲間については『両替年代記關鍵』で触れている以外詳しい研究は未だないといつてよい。その成立年代も明確でないが、機能としてはその名称の通り金銀相場を立てていたものであるが、その他に大阪京都との為替取引も重要なはたらきの一つとしていた。大阪の本両替為替仲間、京都の為替本両替仲間のグループと江戸の相場立会仲間との間で為替取引についての連絡を保ち、これらグループのメンバー同志で為替の授受を行なっていたのである。これら上方との為替取引に重要な営業の一つがあつたこの立会仲間のメンバーをそのまゝ本両替としたことは、為替取引の裏付をもつた両替商の発展を意味するものであり、寛政末年に休業に及んだ旧本両替商とは何ほどの意味で異質なものであつたらうと思われる。そしてこれらの交代の間にあつて常に本両替の地位にあつた三井両替店はまた別個の検討を要しよう。

附記

本稿で主として使用した史料は、文部省史料館所蔵「中井家記録文書」である。同史料閲覧に際しては、史料館職員の方々から種々の便宜を頂いた。末筆ながら記して謝意を表します。